# 學校教員の恩給

吉田升太郎 編述

東京
開發社

昭和
41 4 24
内六

本書は教員恩給法の改正に大に力を效されし澤柳政太郎先生の病氣快復を祝して之を梓く

明治四十一年四月　著者

# 序

本書の著者吉田氏は、永く地方教育事務に執掌し、夙に精練熟達の聞あり。日常、小學校教員にして、小學校教員退隱料及遺族扶助料法に通曉せざるもの、甚多きを慨し、曩に公務の餘暇を以て、雜誌『日本之小學教師』に其解釋を連載せしめ、以て教員諸氏に本法を知悉せしめんことを努められたるも、尙之を以て足れりとせず、今回新に本書を著はし、之を世に公にせんとす。著者の如きは、誠に教員諸氏の益友と謂ふべく、著者の教員諸氏に對する情誼や眞に厚しと謂ふべし。今本書を閱

讀するに、其說述平易にして、而も繁簡其宜きを得たるもの〻如し。思ふに本書の讀者は、之によりて裨益するところ尠少ならざるべく、著者の厚意も亦空しからざるべし。

明治四十一年三月

松村茂助

# 序

法律によりて保障せらるゝ個人の利益即ち權利は、あくまで之を主張せざるべからず。之を主張するものにして、始めて其の當然盡くすべき義務を盡くすべし。實に權利と義務、これ法治國民の最も尊重すべき所のものなり。

權利は法律の保障する所なるを以て、之を主張し、之を享得せんと欲せば、必ず先づ法律に明かならざるべからず。然るに吾が國民の尚ほ法治思想に乏しき、法律は裁判官、又は辯護士にあらざれば、之を詳知するの要なきが如く觀想し、自家直接の利害に關する法令をも熟知せざるもの少なからず。殊に教育者にして尚ほ

此者流あり。其の法令に明かならざるより、當然得べき權利を失ひ、十數年勤務の效を水泡に歸して、退隱料等の恩典に浴する能はず、爲めに老後を悲境の裡に過ごすものあるは、亦遺憾の至りならずや。

友人吉田升太郎君、各地方廳に歷仕して、專ら教育行政事務に從ひ、如上憐むべき事實に接したること幾回なるを知らず。是に於いてか、今本書を編輯刊行して以て教育者に資し、復た彼の遺憾ならしめんことを期せらる。余君の擧を嘉みし、印刷成るに及びて、卷首に一言を序す。

明治四十一年三月

湯本武比古

# 學校教員の恩給

## 緒言



一、本書の目的は、學校教員の爲に、其の恩給權の如何に重んずべきものなるかを知らしめんとするに在り。依りて、現行の恩給法規を示し、且之が釋義を試みたり。

二、本書は、上下二篇に分ち、上編には釋義を掲げ、下編には法規を錄せり。

三、釋義は、主として小學教員の恩給につきて、之を詳述せり。他のものは讀者の自ら法規を參照して類推せんことを望む。

四、恩給を受くるの權利は、就職の時に胚胎し、退職の日に發生するを

以て、恩給權を確保するには、其の任免進退を愼むを要す。是れ本書が特に序說の一章を置きたる所以なり。

明治四十一年紀元節

吉田升太郎識す

# 學校教員の恩給

## 目次


與編釋義

第一章 序說……一

第一節 教員の職分のこと……一

第二節 教員の待遇のこと……四

第三節 恩給法の設けある趣旨のこと……七

第四節 教員恩給に關係ある法令のこと……九

第五節 教員の資格及名稱待遇のこと……十四

第六節 教員の任免及進退等のこと……十八

第七節 教員の退職となる場合のこと……二十

第八節 教員の休職となる場合のこと……二十四

第九節　教員の轉任に關すること……二十八
第十節　教員の勤續に關すること……三十
第十一節　教員の失職に關すること……三十一
第十二節　教員の免職に關すること……三十三
第十三節　教員の俸給及加俸に關すること……三十五
第十四節　恩給の審査に關すること……三十六
第十五節　恩給の權利を傷害せられたる時の救正に關すること……三十七
第十六節　臺灣及韓國等の學校教員恩給に關すること……三十七
第二章　退隱料及一時給與金……三十九
第一節　退隱料を受くべき權利……三十九
第二節　在職年數を通算すべき官職……四十一
第三節上　退隱料算出の標準（甲）……四十四
第三節下　退隱料算出の標準（乙）……四十五
第四節　恩給と在職年數……四十八
第五節　恩給と俸給額……五十
第六節　退隱料の請求……五十二
第七節　退隱料の支給……五十六
第八節　退隱料の剝奪及停止……五十七
第九節　退隱料を受くる資格の喪失……六十一
第十節　退隱料を受くる特例……六十四
第十一節　退隱料を受けたる後の在職年數……六十七
第十二節　退職給與金……六十九
第十三節　在職年月數の計算の例……七十四
第十四節　退隱料を受くる者の心得……八十
第十五節　各學校の恩給の異同……八十三
第三章　扶助料及扶助金……八十八
第一節　扶助料……八十八
第二節　扶助金……九十二

第三節　扶助料を受くる者の心得……九十四
質疑應答……附錄

## 市町村立小學校教員退隱料表

本件以下二件ハ各類ニ通スルモノ也

## 下編　法規

（○符アルモノハ主要ノ法令ナリ　△符アルモノハ本書ニ採錄セス）

〔甲類〕

○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年十月二日法律第九十號）……九七
△地方制度ヲ施行セサル地方ニ於テ教員退隱料及遺族扶助料法等施行方（明治二十四年十二月二十八日勅令第二百四十八號）……
○公立學校職員竝市町村立小學校教員退隱料又ハ遺族扶助料ニ關シ權利ヲ障害セラレタルモノヽ救正方（明治二十五年四月二日勅令第三十二號）……
○市町村立小學校教員退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定方（明治二十五年二月八日勅令第十八號）……
○公立學校職員ト教育ニ關スル文官トノ相互轉任方（明治三十二年十二月十九日勅令第四百五十六號）……





○市町村立小學校廢止ノ際即日他ノ市町村立小學校教員ニ任セラルヽ者勤續認定方（明治二十七年二月十日文部省令第三號）……
○小學校令ヲ施行セサル地方ニ於ケル市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法上正教員准教員ノ別（明治二十四年十一月十七日文部省令第二十四號）……
○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則（明治廿五年二月十日文部省令第二號）……
△市町村立小學校教員恩給基金管理規則（明治二十四年十月九日文部省令第七號）……
△市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ノ納金收入規則地方長官ニ於テ規定方（明治二十四年十月九日文部省訓令第三號）……
△市町村立小學校教員恩給國庫給與金豫算調書書式（明治廿二年五月十八日文部省訓令第六號）……
△市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料證書書式（明治廿五年二月十二日文部省訓令第二號）……
○公立學校職員退隱料等ニ關スル規定（明治二十九年三月廿三日法律第十三號）……
○公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行上官職ノ區別在職年數ノ算定及其準用方（明治三十二年五月十三日勅令第二百一號）……
○公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行上退隱料等ノ支給及其準用方（明治三十二年五月十八日文部省令第二十九號）……



法律第十三號以下五件ハ各類ニ通スルモノ也

△公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行上訓令適用方（明治三十二年五月十八日文部省訓令第七號）……百二七

○學校職員恩給審査規程（明治二十九年七月二日勅令第二百六十四號）……百二七

○北海道廳府縣恩給顧問醫ノ醫術上ノ事項審査ニ關ヌル規定（明治三十六年六月二十一日勅令第二百六十九號）……百二九

○市町村立小學校長及敎員名稱待遇（明治二十四年十一月十七日勅令第二百十八號）……百三十

○小學校令抄（職員）……百三十三

○小學校令施行規則抄（職員）……百三十七

〔乙類〕

●府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年十月二日法律第九十一號）……百四十二

○公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及其在職年數算定方（明治三十二年五月十七日勅令第百九十六號）……百四十七

○公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則（明治三十五年二月十日文部省令第一號）……百四十九

△公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金收入規則（明治廿五年一月十一日勅令第五號）……百五十

△公立學校職員退隱料及遺族扶助料請求計算書書式（明治廿五年二月十二日文部省訓令第一號）……百五十一

〔丙類〕

●官吏恩給法（明治二十三年六月法律第四十三號）……百五十九

△官吏恩給法施行規則（明治二十三年七月勅令第三百號）……百六十六

●官吏遺族扶助法（明治二十三年六月法律第四十四號）……百六十

△官吏遺族扶助法施行規則（明治二十三年七月勅令第四百號）……百六十一

△官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則（明治二十九年三月法律第三十六號）……百六十二

△官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則施行規則（明治二十九年三月勅令第二百九十六號）……百六十三

○文官判任以上退官賜金給與方（明治二十三年六月勅令第九十八號）……百六十四

○官吏勤續ニ關スル件（明治三十六年十月勅令第百九十八號）……百六十五

〔丁類〕

●在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法（明治三十八年三月法律第六十四號）……百七十二

○在外指定學校職員ノ資格及在職年數算定方（明治三十八年十一月勅令第二百二十九號）……百七十四

○在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職方（明治三十八年十一月勅令第二百三十號）……百七十六

○在外指定學校ニ關スル規程（明治三十八年十一月文部省令第二十一號）……百七十八

○在外指定學校職員退隱料等支給規則（明治三十八年十一月文部省令第二十一號）……百八十二

目次


〔戊類〕

○臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル判任以上ノ學校職員退隱料法（明治三十三年三月三十日法律第七十七號）……頁八十三

○法律第十三號ヲ臺灣ニ施行ノ件（明治三十三年十一月二十七日勅令四百四號）……頁八十四

○臺灣在勤者ノ在官年數加算方（明治三十二年三月法律第七十五號）……頁八十五

○臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル判任以上ノ學校職員退隱料支給規則（明治三十四年七月臺灣總督府令第四十六號）……頁八十六


## 追錄


○府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正（明治四十年四月法律第號）……頁九十五

○樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル規定（明治四十一年三月法律第三十五號）……頁九十八

○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法中改正（明治四十一年四月法律第號）……頁九十九

○公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行方中改正ノ條項（明治四十一年二月廿七日勅令第十三號）……頁

○樺太廳立小學校教員退隱料等ニ關スル法律施行方（明治四十一年四月一日勅令第七十二號）……頁


## ○市町村立小學校教員退隱料表（明治四十年五月三日官報、法律第四十七號）

（注意の一）本表の施行期は此法律公布後二十日即ち五月二十三日以後たることを要す

（注意の二）本表に依る恩給は十五年以上官公立小學校に勤續したる者に限る、其他は從前の通り文官くるには第二條に揭げられたる退職が五月二十三日以後たることを要す

の率と同じ

| 在職年數 ＼ 給料 | 七十五圓以上百圓以下 | 六十五圓以上七十五圓未滿 | 六十圓以上六十五圓未滿 | 五十五圓以上六十圓未滿 | 五十圓以上五十五圓未滿 | 四十五圓以上五十圓未滿 | 四十圓以上四十五圓未滿 | 三十五圓以上四十圓未滿 | 三十圓以上三十五圓未滿 | 二十五圓以上三十圓未滿 | 二十圓以上二十五圓未滿 | 十五圓以上二十圓未滿 | 十五圓未滿 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十五年 | 二三五 | 一九五 | 一八〇 | 一六五 | 一五〇 | 一三五 | 一二〇 | 一〇五 | 九〇 | 七五 | 六〇 | 四五 | 三〇 |
| 十六年 | 二三三 | 二〇三 | 一八六 | 一七一 | 一五五 | 一四一 | 一二六 | 一一一 | 九六 | 八一 | 六六 | 五一 | 三六 |
| 十七年 | 二四〇 | 二〇八 | 一九二 | 一七六 | 一六〇 | 一四四 | 一二八 | 一一二 | 九六 | 八〇 | 六四 | 四八 | 三二 |
| 十八年 | 二四八 | 二一五 | 一九八 | 一八二 | 一六五 | 一四九 | 一三三 | 一一六 | 九九 | 八二 | 六六 | 四九 | 三三 |
| 十九年 | 二五五 | 二一二 | 二〇四 | 一八七 | 一七〇 | 一五五 | 一三六 | 一一九 | 一〇二 | 八五 | 六八 | 五一 | 三四 |
| 二十年 | 二六三 | 二二〇 | 二一〇 | 一九三 | 一七五 | 一六〇 | 一四〇 | 一二三 | 一〇五 | 八八 | 七〇 | 五二 | 三五 |
| 廿一年 | 二七四 | 二二八 | 二一九 | 二〇一 | 一八三 | 一六五 | 一四六 | 一二八 | 一一〇 | 九二 | 七三 | 五五 | 三七 |
| 廿二年 | 二八七 | 二三七 | 二二八 | 二〇九 | 一九〇 | 一七一 | 一五二 | 一三三 | 一一四 | 九五 | 七六 | 五七 | 三八 |
| 廿三年 | 二九七 | 二四七 | 二三七 | 二一八 | 一九八 | 一七八 | 一五八 | 一三八 | 一一八 | 九八 | 七九 | 五九 | 四〇 |

○市町村立小學校教員退隱料表

○市町村立小學校教員退隱料表

| 在職年數＼給料 | 七十五圓以上百圓以下 | 六十五圓以上七十五圓未滿 | 六十圓以上六十五圓未滿 | 五十五圓以上六十圓未滿 | 五十圓以上五十五圓未滿 | 四十五圓以上五十圓未滿 | 四十圓以上四十五圓未滿 | 三十五圓以上四十圓未滿 | 三十圓以上三十五圓未滿 | 二十五圓以上三十圓未滿 | 二十圓以上二十五圓未滿 | 十五圓以上二十圓未滿 | 十五圓未滿 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 廿四年 | 三〇八 | 二六七 | 二四六 | 二三六 | 二二五 | 二一五 | 二〇五 | 一九五 | 一八五 | 一七五 | 一六四 | 一五三 | 一四二 |
| 廿五年 | 三一九 | 二七七 | 二五五 | 二四五 | 二三四 | 二二三 | 二一三 | 二〇二 | 一九二 | 一八二 | 一七二 | 一六一 | 一五〇 |
| 廿六年 | 三三四 | 二九〇 | 二六七 | 二五五 | 二三四 | 二二三 | 二一二 | 二〇一 | 一九一 | 一八一 | 一七〇 | 一六〇 | 一四九 |
| 廿七年 | 三四九 | 三〇三 | 二七九 | 二六六 | 二五四 | 二三三 | 二二二 | 二一一 | 二〇〇 | 一九〇 | 一七九 | 一六八 | 一五七 |
| 廿八年 | 三六四 | 三一六 | 二九一 | 二七七 | 二六五 | 二五三 | 二四二 | 二二一 | 二一〇 | 一九九 | 一八八 | 一七七 | 一六六 |
| 廿九年 | 三七九 | 三二九 | 三〇三 | 二八八 | 二七六 | 二六四 | 二五二 | 二四一 | 二二〇 | 二〇九 | 一九八 | 一八六 | 一七五 |
| 三十年 | 三九四 | 三四三 | 三一五 | 三〇〇 | 二八九 | 二七七 | 二六五 | 二五四 | 二三三 | 二二二 | 二一一 | 一九五 | 一八四 |
| 卅一年 | 四一三 | 三五八 | 三三〇 | 三一四 | 二九八 | 二八六 | 二七四 | 二六三 | 二五二 | 二四〇 | 二二九 | 二一八 | 二〇七 |
| 卅二年 | 四三二 | 三七四 | 三四五 | 三二九 | 三一三 | 二九七 | 二八五 | 二七三 | 二六二 | 二五一 | 二三九 | 二二八 | 二一七 |
| 卅三年 | 四五〇 | 三九〇 | 三六〇 | 三四四 | 三二八 | 三一二 | 二九六 | 二八五 | 二七三 | 二六二 | 二五一 | 二三九 | 二二八 |
| 卅四年 | 四六九 | 四〇七 | 三七五 | 三五九 | 三四三 | 三二七 | 三一一 | 二九九 | 二八八 | 二七六 | 二六五 | 二五四 | 二三三 |
| 卅五年 | 四八八 | 四二三 | 三九〇 | 三七四 | 三五八 | 三四二 | 三二六 | 三一〇 | 二九八 | 二八七 | 二七五 | 二六四 | 二五三 |
| 卅六年 | 五〇七 | 四四二 | 四〇八 | 三九三 | 三七七 | 三六一 | 三四五 | 三二九 | 三一三 | 二九七 | 二八六 | 二七四 | 二六三 |
| 卅七年 | 五二五 | 四六一 | 四二六 | 四〇二 | 三八六 | 三七〇 | 三五四 | 三三八 | 三二二 | 三〇六 | 二九五 | 二八三 | 二七二 |
| 卅八年 | 五五五 | 四八一 | 四四四 | 四〇七 | 三九一 | 三七五 | 三五九 | 三四三 | 三二七 | 三一一 | 二九四 | 二八二 | 二七一 |
| 卅九年 | 老人 | 五〇一 | 四六二 | 四二七 | 四〇一 | 三八五 | 三六八 | 三五二 | 三三六 | 三一九 | 三〇三 | 二九一 | 二八〇 |
| 四十年 | 六〇〇 | 五二〇 | 四八〇 | 四四六 | 四一九 | 三九四 | 三七八 | 三六一 | 三四五 | 三二八 | 三一二 | 二九九 | 二八八 |



# 學校教員の恩給

## 及編釋義

## 第一章 序說

### 第一節 教員の職分のこと

小學教員は、社會の上から見れば、教育者で、人の師表で、實に貴むべき職分の者である。又國家の上から見れば、實に次代の國民を國家の注文するように仕立てる職務の者で、即ち國家の技術的官吏である。されば、小學教員(私立もあれども小學校は公立を本躰とすべき性質のものであるから公立のものを指すと知られたし)は教育者、人の師表と

吉田升太郎編述

してはそれに適ふだけの人格と、技倆とを有せねばならぬは言ふ迄もなし。其の上に國家の注文即ち教育上の法規に基きて子弟を教育することを知らねばならぬ。然るに從來は兎角自分が國家の官吏の性質を有つてゐること、即ち教育の目的方法につき國家の注文する所に從はねばならぬといふことを、明瞭に意識して居る小學教師の寥々たることは實に慨嘆すべきことでおつた。小學教員は法文にある通り教育に關する勅語の旨趣を奉體し、法律命令に從ひ、誠實に其の職務に服すべきである。決して個人的關係で、他人の委託を受けて人の子弟を教育するのではない。國家の命を受けて第二の國民を教育するのであるされば こそ國家は是が待遇に付て定むる所があつて、國家の特別の官吏として見てゐるのである。自己の職分の國家的のものであるといふことを明瞭に意識して居らぬものは、つまり國家が與へた待遇を完全に受ける資格のなきものである、言つてよろしいのである。

小學教員の職務は人格的、技術的であるから、誰にでも出來るものでない。又法令を司りたり法令を行つたりする官吏とは全然趣が異つてゐるのである。

小學教員は次の三要件を有するものである。

一　教育者たる人格

二　教育の學理と方法とを知り及び之が運用に熟すること

三　國家の注文を理解し適實に之を實地に現すこと

かやうなる小學教員に對してば國家が充分に優待敬重せねばならぬのである。是より以下に於て、かゝる小學教員に對して國家が如何なる待遇をなしつゝあるかを、吟味して之を明かにするのである。

## 第二節　教員の待遇のこと

國家が小學教員を待遇する有樣は、如何にといふに、先づ判任文官と同一の待遇を受けしむるといふ規定がある。此事を詳しく吟味することは此の釋義の目的でない。

さて物質的方面の待遇としては、矢張文官の例に準じて定められてある。之を列擧すれば左の如くである。

甲、現在に對するもの

イ、俸給（小學校令第五十一條、勅令第二號、則第百四十八條乃至第百五十六條）

ロ、加俸（國庫補助法、加俸令）

ハ、手當（則第百五十九條）

ニ、慰勞金（則第百六十條）



ホ、死亡給與金（則第百五十七條）（遺族に給す）

ヘ、住宅料（則第百六十三條）

ト、療治料（則第百六十二條）

チ、旅費（則第百五十八條）

乙、過去に對するもの

イ、退隱料（退隱料扶助料法）（本人に對して）

ロ、扶助料（同）（遺族に對して）上

ハ、一時給與金（同）（本人に對して）上

ニ、扶助金（同）（遺族に對して）上

〔註〕本書にては恩給といふことを（イ）（ロ）（ハ）（ニ）に通じて用ゐることもあり、（イ）（ロ）に通じて用ゐることもあり、又（イ）だけに用ゐることもある。

現在の規定では右の通で、甲の方は各府縣多少の異同はあらんが、小學校令施行規則中の當該規定に基きて居るものである。而して加俸を國庫から支出して居るの外、其他のものは、皆市町村又は其の區から支出する定めであるが、住宅料や療治料は中々實行されて居らぬ所が甚だ多い。尤も住宅の供給は政府が大に奬勵してゐる。

甲の方の(一)死亡給與金は在職中(休職と現職とを問はず)死亡したる者の遺族に給する金で、乙の方の(二)扶助金に似てゐるが、性質が少し異なつてゐる。文官には早くから此双方の給與の定めがあつたが、小學校教員には小學校令施行規則實施以來、甲の方の規定が出來たのである(尤も或る地方では其前からあつたかも知れぬが、先づなかつた方が大多數であつたと認める)其爲でもあろう乙の方の(三)扶助金が文官のものよりは多額であつたのみならず、尚四十年法律第四十七號の改正で一層多額となつた。

## 第三節　恩給法(一)設けある趣旨のこと

恩給といふものは、要するに官吏が退官の後に相當品位を保ちつゝ生活する資を得る途を開いて、以て在官中は一身を委ね側目をふらず職務の爲めに全力を盡さしむる趣旨に出でたのである。

小學教員の恩給も基く所はこれに外ならぬのである。もとより教育者たる天職を盡すといふ側から見れば、俸給の厚薄、恩給の有無などのことは言ふに足らぬことであらうが、教員もおなじく人である。飢ゑては食を欲し、寒ければ衣を求むるのは當然である。されば兒童を教育するといふ大切な職務を教員にあてがふ國家の側からいへば、現在に於て、は其の品位を保つに足るだけの衣食の資を相當に給すべきは勿論、其

の退職の後に於ても生活の安全を保證するのは、敎員をして充分に職務を盡さしむる爲めに極めて肝要のことである。

小學敎員の俸給は誠に菲薄であつて、大多數は僅かに其の一身一家の衣食の費用を支ふるに過ぎぬ位であるにも拘はらず、其の身分地位に相當ずる體面と品位とを持することを勉めねばならず、又其上に時勢に後れぬよう日新の智識を吸收することを怠たるべからずで、何の餘暇があつて他の利益ある事業を營んだり、何の餘裕があつて老後の計まで考ふることが出來るものぞ。

然るに、老後生活の安全を保證する恩給は果して恩給の趣旨に適ふだけの手厚きものであるか大いに吟味せねばならぬのである。

一體恩給は僅かに老後資素の生活の資を支ふるに過ぎぬ位では恩給其物の性質を全くせぬのである。況して其の生活の資を支ふるにも足らぬ程では殆ど恩給の效能がないと言つてもよろしいのである。

小學敎員恩給法は文官の者より餘程後れて出來たのみならず、文官のものに比すれば色々酷薄の規定があつたが、其後改正があつて大分酷薄でなくなつたのみならず、四十年法律第四十七號の大改正で、多年勤續のものに對してはズント割合を高めて恩給金高が多くなるようになつた。斯く敎員優遇の實を擧げられた上は、一生を捧げて斯道に盡瘁する良敎員が濟々として益々其數を加へ以て國運の發展に密切の關係ある國民敎育の隆盛を期すべきである。

## 第四節　敎員恩給に關係ある法令のこと

敎員恩給に關係ある法令と、其の沿革の大要とを茲に述ぶるのである。

先づ法律では、

一、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法
これは明治二十三年十月二日法律第九十號を以て發布せられたるもので、同時に次の法律が發布せられた。此法律は明治三十二年二月に法律第八十九號を以て多少の改正を加へられて、其の改正の條項は同年四月一日から施行せられた。又次に擧げる明治廿九年三月の法律第十三號で此の法律中の某條項が追加せられたと同視すべき規定が出來た。而して明治四十年五月に至り法律第四十七號を以て大改正が加へられた。

二、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法
これは法律第九十一號を以て前の法律と同時に發布せられ、明治三十二年二月に至り法律第九十號を以て前の法律の改正と殆ど同じ樣の改正があつた。



明治二十九年法律第十三號は此の法律に對しても、追加と同視すべき規定を含んでゐる。

三、公立學校職員退隱料等に關する規定
これは明治二十九年三月二十三日法律第十三號を以て發布せられて、明治三十二年二月に至り法律第九十一號を以て數條項の改正を加へられた。其の改正の分は同年の四月一日から施行せられた。又幼稚園保姆、圖書館職員に此法律を適用すべく明治三十九年四月法律第三十號(同年十月一日より施行)及明治四十年二月法律第一號(同年十月一日より施行)を以て改正を加へられた。

右の三法律が學校職員恩給法の大本である。本書では便宜の爲に各『法律第九十號』『法律第九十一號』『法律第十三號』の略稱を用ゐることがある。

次に勅令で個人に關係あるものは左の如くである。

一、市町村立小學校教員退隱料等の支給に關する在職年數算定方（明治二十五年二月勅令第十八號發布、三十二年勅令第百九十七號を以て一部改正）

二、公立學校職員退隱料及遺族扶助料法に於ける學校職員の資格及其在職年數算定方（明治二十五年勅令第十七號發布、明治三十二年五月勅令第百九十六號を以て全部改正）

三、學校職員退隱料又は遺族扶助料に關し權利を障害せられたる者の救正方（明治二十五年四月勅令第三十二號發布、卅二年勅令第百九十八號を以て一部改正。卅二年勅令第二百一號參照を要す）

四、公立學校職員退隱料等に關する法律施行方（明治三十二年五月勅令第二百一號發布（明治二十九年勅令第百九號を改正せるもの）（卅二年勅令第四百二十三號を以て一部改正）

五、學校職員恩給審査規程（明治二十九年七月勅令第二百六十四號）

六、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金收入規則（明治三十五年一月勅令第五號）

右の六つである。本書では便宜の爲め『勅四』『勅五』等の略語を用ゐることもある。

次に文部省令では、重なるもの左の如くである。

一、小學校令を施行せざる地方に於ける教員退隱料及遺族扶助料法施行上正准教員の區別（明治二十四年十一月省令第二十四號）（卅二年省令第二十九號參照）

二、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則（明治二十五年二月省令第二號）（明治四十年五月文部省令第十四號を以て一部改正）（同上）

三、公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則（明治二十五年二月省令第一號）（同上）

外に勤續轉任の取扱に關する規定は

一、市町村立小學校廢止の即日他の市町村立小學校教員に任せらるゝもの〻勤續方（明治二十七年二月文部省令第三號）（同上）

二、公立學校職員と敎官其他敎育事務に從事する文官との間の轉任に關する規定（明治三十二年十二月十九日勅令第四百五十六號）

尙文官恩給に關するものは、

一、官吏恩給法（明治二十三年六月法律第四十三號）

二、官吏遺族扶助料法（明治二十三年六月法律第四十四號）

其他は、下編の目錄につき知られたし。

## 第五節　敎員の資格及名稱待遇のこと

小學敎員たるには免許狀を有することを要するといふ規定は、小學校令時代に始まつたのではないが、ズツト早い頃から左樣であつたが、感縮に關係のない時代のことは言はぬ。明治十三年の敎育令が發布されて、小學校の敎則や、師範學校の敎則や、其他の規則が整然として定まつた文明治十四年六月十五日（恩給に關する在職年月數は此月からの分を計算するのである）太政官達第五十二號で府縣立町村立學校職員の名稱幷准官等を定められ、小學校では學校長の外に一等訓導二等訓導などゝ七等訓導迄あつて、十一等乃至十七等の官等（判任）に至る）に准ずるのである。而して敎員の資格は初等科敎員、中等科敎員、高等科敎員に分れたものである。

其後に至り、名稱待遇は、明治十九年十二月閣令第三十五號で學校長と訓導（何等といはず）と改まり、判任を以て待遇せらるゝことゝなつた。此時資格の區別も改まつた。初等科の七等訓導が授業生の資格に下つて

訓導といふ名を解かれた。この事は恩給に大に關係のあることである
から注意を要するのである。

明治二十三年發布の小學校令に伴ひ、明治二十四年十一月勅令第二百十八號で、學校長の外に、訓導、准訓導の名稱を定め、准訓導を除くの外は判任官と同一の待遇を受けしめらるゝことゝなつて、其の官等配當は別に定められた。これが現行のものである。此時文部大臣は『……判任文官と同一の待遇を受くることゝ相成りたるに付ては俸給退隱料等に關し特別の規程ある事項を除く外は任免席次及其他に關し總て判任官と同一の待遇を受くべき儀と心得べし』といふ訓令を出した。

明治十九年に資格の方も變つた。故森子爵が文部大臣の時教育令に代へて小學校令を發布され、小學校に尋常、高等の別が出來たが、教員の資格は一科若くは數科の地方免許狀の制度となつて、尋常の教員、高等の教員といふ資格の別ちが出來、明治三十四年の小學校令改正により正教員(本科又は專科)及准教員(本科又は專科の區別なし)といふことになり、今其通り行はれて居る。而して正教員は訓導となり、准教員は准訓導となるのである。

序に言ふが恩給の關係では、本科でも專科でも正教員でさへあれば同じ事であるが、現行の加俸制度では、正教員でも專科のものを除いて、准教員(本科正教員を助けるもの)の方を加へてゐる。

## 第六節　教員の任免及進退等のこと

教員の任用は、明治十四年六月以後府縣知事(縣令といつた)が行つたもので、今も其の通りである。唯申請の手續きが各地方區々であつて、明治廿三年の小學校令では、始め市町村長の薦擧による定めであつたが、終に現行のもの即ち郡市長の申請によつて、府縣知事が任用すること、なつたのである。而して解職は官吏の例に依つて扱はれ『依願免本官』『依願免訓導』などの辭令で、病氣に因るものも自己の便宜に依るものも、將又諭旨に因るもの(學校編制の變更、又は今では小學校令施行規則第百廿七條によるの類)表面上同じであつた。其時は非職又は休職の制はなかつた。明治廿三年の小學校令に伴ひ定められた明治廿四年十一月文部省令第廿號は即ち『小學校長及教員の任用解職及其進退に關する規則』である。其の第五條で休職を命ずる場合を定め、第六條で退職を命ずる場合を定め、第七條で特別處分をなすべきことを示した。此の規則の實施後は官吏の如く諭旨で解職されることがなくなつたのである。今では文官も分限令の保障がある。而して現行の小學校令施行規則第五章第一節は、一層嚴格に休職、退職の場合を規定して、府縣知事が任意に解職を行ふことを得ざらしめた。又懲戒處分の免職には訴願を許してあり、教員たる職務の性質上、其身分を或る程度迄保障してある。一躰人情の弱點として、身分の保障が確く、地位が安固であると兎角偷安姑息に流れ易く、其道の進歩を阻碍する傾きがなきにしもあらずである。國家が斯くの如く愈〻益〻教員の地位を安全にすることを勉めるのは、何の必要に基くかを一考せば、小學教員たるもの豈此地位の安全を善用せずして可ならんやである。其善用の道は要するに他の不當の勢

力に侵犯せられず、誠實に職務を勵み自己の智德の修養に勉め、常に時勢に後れざる教育を兒童に與へて、以て彼の人の子を害ふの譬を免れんことを期するに在るである。

小學校長は元は教員の資格がなくとも任用せられたが、明治二十三年の小學校令實施後は、訓導から兼任することになつた。而して恩給の關係では、元の小學校長は訓導たる資格あるものは正教員と同視さるべきものである。

## 第七節　教員の退職となる場合のこと

恩給を受くべき事由を構成する所の一要素たる退職のことを詳述する。

市町村立小學校正教員は如何なる原因で退職となるか、小學校令施行規則第五章第一節は之を示して居る。即ち退職を命ぜらるゝ場合は左の通である。（下編法規參照）

イ、不具癈疾に因り職務を執るに堪へざるとき（本人の出願を待つ迄もなし）（二二六、一、前）

ロ、身體若は精神の衰弱に因り職務を執るに堪へざるとき（同上）（二二六、一、後）

ハ、休職者復員したる爲其の代員を要せざるとき（同上）（二二六、三）

ニ、傷痍を受け若は疾病に罹り其の職に堪へざるに因り退職を出願したるとき（本人の出願に因らぬものと限らぬ）（二二六、二、前）

ホ、自己の便宜に因り退職を出願したるとき（二二六、二、後）

ヘ、第百二十七條に依り特別の處分を要するとき（本人の出願に因らざる場合が多いが、本人の出願に因らぬものと限らぬ）

退職を命せらるゝ迄もなく當然退職となる場合がある。左の通りである。

ト、當該學校の廢せられたとき（二二八、二）

チ、休職期間滿ちたるとき（二二八、一）

〔註〕（二二六、一、前）は小學校令施行規則第百二十六條第一號前段のことである。以下之に準ずる。

休職期間の計算は曆に從ふもので、其の滿了したる日の翌日が退職の日である。

町村長に薦擧せられたる爲め、退職を出願することあるは、例のなきことでない。此の時府縣知事は（未）に依り退職を命ずべきでないと思ふ。第百二十七條に依りて處分すべきものであると思ふ。此の如き、苟も個人の權利に關する取扱をなすときには、決して比附援引して妄りに法を適用すべきものでない。又學校編制の變更其他の事情によつて其人を要せざる場合にも、第百二十七條に依つて處分することもあるべきである。此の中で學校編制の變更に因て、例へば高等科を廢した爲め退職せしめられた高給の校長の如きは、他の要件さへ具備して居れば、退隱料は受け得らるべきであると思ふ。それは明かに『法律第九十號』第一條の第三號に示してあるからである。學校編制の變更のことは尙言ふべきことがあるが、休職のことを述ぶるときにする。

廢校といふことは往々疑義の生ずるものである。尋常小學校ならば、知事又は郡長の校數位置指定の形式、文言に依るべきで、高等小學校ならば、市町村の申請の文言と知事の指令の文言とによつて、決すべきである。尋常小學校を尋常高等小學校とするも、廢校とはならず。又尋常高等小學校を尋常小學校となすも、廢校とはならぬのである。右の二つは孰れも學校編制の變更であるが、前者は擴張的で、後者は縮少的である。前

者の場合に高給の校長を任用する必要あつて、從來の校長を退職せしめるには、第百二十七條を適用するものと思ふ。後者の場合には、第百二十七條の適用せらるゝことあるべきも、第百二十二條第二(休職)の適用が相當である。

高等師範學校附屬小學校訓導は文官であるから、文官分限令の規定によるので、恩給も文官恩給である。又師範學校附屬小學校訓導は本校職員と同樣で、恩給は『法律第九十一號』の方である。併し何れも市町村立小學校正教員の年月數と通算せらるゝのである。

## 第八節　教員の休職となる場合のこと

休職者は職務に從事せぬことの外、總て在職者と異なることなきものである(別段の規定あるもの、例へば俸給のことの如きは此の限でない)が、其の休職期間が滿つれば、即ち其時退職となるのである(二三、一)ことは第七節(ト)に述べて置いた。

扨、市町村立小學校教員は如何なる原因で休職となるか。小學校令施行規則第五章第一節に依つて、之を列擧すれば左の如くである。

まづ休職を命ぜらるゝ場合

イ、傷痍を受け若は疾病に罹りたるに因り職務を行ふに妨げあるとき(休職期間は滿一ヶ年である)(二三、一)

ロ、學校編制の變更に因り過員を生じたるとき(休職期間は滿一ヶ年である)(二三、二、前)

ハ、訴願の裁決に因り過員を生じたるとき(同、上)(二三、二、後)

ニ、教員養成を目的とする官立、府縣立學校に入學するとき(入學中は勿論、其の事故止みたる日の翌日より起算して三ヶ月迄は休

職中である）（一二二、三）

ホ、刑事事件に關し告訴若は告發せられたるとき（一二二、四）

（休職期間は其の事件が裁判所を離るゝ迄）

ヘ、第百二十七條に依り特別の處分を要するとき（休職期間は一定せず、其の時、其人につき定むるのである。或は一ケ月もあるべく、數年の久しきに渉るものもあるべきなれども、大抵は一箇年なるべし）

又當然休職となる場合は左の如くである。

ト、陸海軍現役に服するとき（休職期間は服役中は勿論、其事故の止みたる日の翌日より起算して三箇月迄）［六週間現役に服するは現職のまゝである］（一二三）

チ、戰時事變に際し召集せられたるとき（同上）（一二三）



休職は本人より出願すべきものでないが、退職を出願して休職を命せらるゝ場合もあるのである。例へば退職（二）の場合の如きは休職（イ）の場合として取扱はることなきにしもあらずである。

休職期間は前に示してある通りであるが、注意すべきは、其の期間中に當該學校が廢止となれば、期間の滿つる迄もなく、當然退職となるのである。（前節の（ト）の場合）

本節（ロ）の場合は、舊規則の第五條第一項の第二號『學校編制の變更等に依り其の人を要せざるに至りたるとき』とは大に趣を異にして居るのである。然るに往々同じ樣に解釋して居る地方が、近頃でもあるとの事であるが、これは小學教員の爲め、大に其の不當を鳴らさゝるを得ぬのである。現行の規定では明かに『過員を生じたるとき』と書いてある。舊規則では必ずしも過員たるを要せぬ。休職を命せんと思ふ人が不要で

あると認むべき相當の事由さへあればよいのである。現行の規定では此の如きは第百二十七條によるべきものである。

退職の(イ)(ロ)(ハ)休職の(イ)の場合には必ず恩給顧問醫(各府縣に置かれてある)の意見を聞いて處分さるべき規定が施行規則の第百三十一條に示されてある。

小學教員は其地位が保障されてあると共に、自己の都合のよきよう、勝手に罷めることが出來ぬ。これは固より當然の事理である。

## 第九節　教員の轉任に關すること

小學校の正教員から同じ正教員（本科と專科とを問はず）に轉任することは、本人の希望如何に拘らず行ひ得べきのであるが、准教員に轉任することは、假令本人の意思に出づると雖も、之を行ふことは、法が認めないのである。此の場合に於ては自己の便宜により正教員を辭するか、若くは小學校令施行規則第百二十七條に依り特別の處分にて、正教員を退職したる上にて准教員を命ぜらるゝを正當とするのである。

そは正教員たる訓導は、判任文官と同一の待遇を受くるもので、准教員たる准訓導は然らざる故である。又准教員から正教員に轉任することも出來ぬ譯である。併し正教員に任ぜられた時は、前職たる准教員が當然罷められたるものと見做して差支ないから、便宜轉任の形に依るのである。

小學校の正教員から實業補習學校の校長又は訓導若くは其他の公立學校の學校長正教員に轉任することは行はれて居る。又小學校の正教員から教育に關する文官（第二章第二節(十二)乃至(十四)）に轉任することは、明治三十二年勅令第四百五十六號施行後は出來ることになつたのである。

## 第十節　教員の勤續に關すること

凡て轉任の場合は勿論勤續であるが、其他に事實は、一旦切れても法の規定によつて勤續と見做すべき場合がある。それは、凡て廢校の場合は當然退職となるものであることは前に述べた如くであるが、其の廢校の場合に於て、即日他の學校の正教員に任せらるゝ時は勤續者として扱はるゝのである。（明治二十七年文部省令第三號及明治三十二年文部省令第二十九號）（第四節參照）

廢校の即日と云ふことに就き、特に説明を要するのである。例へば甲學校が三月三十一日限り廢校し、四月一日より乙學校が設置された時、甲學校の正教員が四月一日附を以て乙學校の正教員に任用せられたときは、即ち勤續者として扱はるゝのである。何故に四月一日が廢校の即日と見做さるるかといふに、甲學校は三月三十一日午後十二時まで存在し、四月一日の午前零時に於て廢校となつたのである故に、四月一日に乙學校に任用されれば時間の上にて切斷されて居るが、日の上では接續して居るものと見られるのである。（此解釋は文部省で決定して居るのである。）そこで恩給の處分上、勤續と見做す法令の規定が設けられてある。廢廳の場合に於ける文官勤續と同樣である。

## 第十一節　教員の失職に關すること

小學教員の失職に關する場合は、二つある。即ち其一は免許狀褫奪の處分を受けた場合、其二は免許狀の效力を失ひし場合である。（小學校令施行規則第百二十九條）

さて免許狀褫奪の處分を受くる場合は、凡て不正の所爲又は其他教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて其の情狀重しと認められたるときである。（小學校令第四十九條第二項）尤も此の場合には文部大臣に訴願することが

許されてある。（訴願につきては第十二節參照）

次に免許狀の效力を失ふは、左の三つの場合に限るのである。（小學校令第四十九條第一項）

一、禁錮以上の刑に處せられたるとき

二、信用若くは風俗を害するの罪を犯し罰金の刑に處せられ又は監視に付せられたるとき

三、破產若くは家資分散の宣告を受けたるとき

凡て失職の場合に於ては恩給に關して何物をも失ふのである。

序に、免許狀の有效期限滿ちたる時は、即ち免許狀が效力を失つたのである。もとの小學校令時代には是に關する規定があつたが、今の小學校令では免許狀は凡て無期有效の事に改められ、且つ從前授與せられた免許狀も小學校令施行規則第二百十七條により、凡て無期有效のこと、定められたる爲め、有效期限滿ちて其效力を失ふ場合なしと見ら



れた爲にや、是に關する規定がないのである。然るに事實、一科數科の地方免許狀の如きは、右の第二百十七條の適用を受けず、有效期限滿つると共に、其の免許狀は效力を失ふた例が澤山あつたのである。かかるものは本來をいへば辭令を用ひて退職を命ずるか、又は一般の法令を設けて當然退職とすべきもので、小學校令第四十九條の免許狀の效力を失ひたるものと同一視して、失職者とすべきものではないされば右は失職者の扱にせずして、當然の退職者として扱はるることになつてゐるのである從つて右に當るものは恩給の關係上第百二十七條によれる退職者と先づ同樣のものである。

## 第十二節　教員の免職に關すること

小學校長教員が職務上の義務に違背し、若くは職務を怠りたるとき、又

は職務の内外を問はず體面を汚辱するの所爲あるときは、府縣知事に於て懲戒處分を行ふのである。而して懲戒は譴責、減俸、免職の三つである。譴責と減俸とは年功加俸には關係あれども、恩給には關係なし。而して免職は勿論、恩給に關し何物をも失ふのである。

懲戒處分の免職は、免許狀褫奪の場合と同じく文部大臣に向つて訴願を爲すことが出來る。其の訴願は明治三十三年法律第百五號訴願法の規定により文書を以て六十日以内に提起すべきである。

訴願の結果、懲戒免職又は免許狀褫奪の處分が無効に歸したる場合は、始めより免職又は失職がなかつたものと同一に見らるゝのである。

## 第十三節　教員の俸給及加俸に關すること

教員の俸給に關しては、明治三十年勅令第二號の規定もあり、又小學校令施行規則第五章第四節の準則により、各府縣にて設けられたるものにより、其の俸給額及給與の方法が定められてある。今一々之を述べぬが、教員の俸給は本人の意に反して之を減ずることは出來ぬといふ規定は大切なることである。

加俸は明治三十三年法律第六十三號の市町村立小學校教育費國庫補助法に基き、明治三十三年勅令第百三十三號を以て定められたる加俸令により支給さるゝのである。加俸は年功加俸と特別加俸との二種がある。加俸は凡て恩給の關係に於ても、はた在職中死亡の場合の一時賜金の關係に於ても、本俸に加算すべき定である。府縣によると之を加算せぬ處もあるといふが其は間違つて居る。

## 第十四節　恩給の審査に關すること

退隱料及遺族扶助料は本人の請求により、恩給審査委員の審査を經て、裁定され、退隱料證書又は扶助料證書を交付せらるゝのである。而して醫術上に關する事項を審査するは、恩給顧問醫の職務となつて居る。されば敎員の休職、退職の場合に於て傷痍、疾病等のためなる時には、恩給顧問醫の意見を聞きて、休職若くは退職を命ずる規定になつて居る。（小學校令施行規則第百三十一條）尤も之は小學校敎員に關してのみ定められ、他の學校職員の休退職に關しては恩給顧問醫の意見を聞くことはないのである。要するに小學敎員の進退に關する取扱を鄭重にする趣意に外ならぬのである。其の恩給顧問醫の意見を聞く場合は第七節及第八節に述べておいた如くである。

## 第十五節　恩給の權利を傷害せられたる時の救正に關すること

凡て學校職員の退隱料又は遺族扶助料に關し、行政上の處分によりて權利を傷害せられたる者は、一ケ年以內に行政裁判所に出訴することが許されてある。尤も傷痍疾病の原因及其の輕重又は職に堪ゆると否らざることの裁定に對しては出訴することは出來ぬ。（明治二十五年四月勅令第三十二號）

## 第十六節　臺灣及韓國等の學校敎員恩給に關すること

學校敎員の恩給は內地の學校に從事する者のみに限らずして、夫々の法律により臺灣の學校に從事する者に對しても、韓國等に在る邦人の學校に從事する者に對しても、與へらるゝことゝなつてゐる。而して在

職の年月數は退隱料、扶助料及扶助金につきては相互通算して其の金額を算出することになつてゐる。尤も一時給與金につきては、通算せぬのである。又關東州の學校は官立であるから、文官の例によるのである。詳しきことは、下編の法規の明文に讓るのである。

# 第二章　退隱料及一時給與金

## 第一節　退隱料を受くべき權利

凡そ、恩給の權利は恩給を受くべき官職にあるものが、定まれる年數を經て、退官、退職をなしたるときに始めて生ずるものである。而して市町村立小學校の正教員は明治二十三年法律第九十號の規定に從ひ、退隱料を受くるの權利を有するのである。而して退隱料は終身支給せらるるもので次の要件を具備する時に始めて權利を生ずるのである。

一、在職滿十五年以上たること（第四節を見るべし）

但し例外あり後節に說くべし

二、左の事由により退職となること

い、傷痍を受け若くは疾病により其の職務に堪へざるが爲退職

となりたるとき

ろ、廢校により自然退職となりたるとき

は、學校（學級にあらず）編制の變更により退職となりたるとき

に、休職滿期により退職となりたるとき

ほ、校務の伸縮により退職となりたるとき（小學校にては此の事殆んどなかるべし）

へ、年齡滿六十歳を超え退職となりたるとき

在職とは必ずしも勤續でなくともよいのである。

さて序說第七節の（イ）、（ロ）（ニ）は本節の（い）に、（ト）、（チ）は（ろ）、（に）に該當するのである。序說第七節の（ハ）、（ホ）に當る場合は（へ）の時の本節に該當するものなきにより、退隱料を受くる權利を生せぬのである。

序說第七節の（へ）即ち百二十七條により退職は、本節の（は）及（へ）の場合に當るもの、外、退隱料を受くるの權利を生せぬのである。





又本節の（へ）は如何なる事由による退職にても、即ち序說第七節の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）、（ヘ）、（ト）、（チ）の何れの場合にても、退隱料を受くるの權利を生ずるのである。

## 第二節　在職年數を通算すべき官職

小學校敎員の退隱料は、その名の示す如く小學校敎員の受くべき退隱料であるが、『法律第十三號』の規定により、敎育に關する文官等も之を受くる場合がある。且つ在職年數計算上、敎育に關する文官の在官年數を通算する。又小學校以外の學校に在職したる年數も通算する。今在職年數を通算し得べき官職を左に列擧して說明する。

一、市町村立の小學校の本科若くは專科正敎員（即小學校訓導たるもの、小學校令實施前の小學校長若は小學校令を施行せざる地

方の小學校長にして訓導の資格あるもの）

二、公立の實業補習學校の正教員（即ち實業補習學校訓導、校長（訓導の資格あるものに限る）

三、公立の幼稚園保姆（小學校の本科正教員の資格あるものに限る）

四、府縣立師範學校の學校長、正教員、舍監及書記（學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監、書記）

五、公立の中學校の同上（學校長、教諭、助教諭、舍監、書記）

六、公立の高等女學校の同上

七、公立の實業學校（實業補習學校を除く）の同上

八、公立の專門學校の同上

九、其他の公立學校の學校長、正教員、舍監及書記（學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監、書記）

十、公立の圖書館長、司書及書記

十一、在外指定學校職員にして前各號に該當するもの

十二、官立の學校及圖書館職員（勅任官、奏任官、判任官）

十三、文部省官吏

十四、教育事務に從事する北海道、府縣、郡、區、島廳并に臺灣總督府、縣廳、辨務署の官吏

右の（一）乃至（十）は『法律第十三號』の第一條、第三條、（十一）は『法律第六十四號』、（十二）乃至（十四）は『法律第十三號』の第四條の二によつて相互通算することに定められてある。而して（一）乃至（三）は『法律第九十號』による恩給を受け、（四）乃至（十）は『法律第九十一號』の恩給を受け（十一）は『法律第六十四號』の恩給を受け、（十二）乃至（十四）は勿論官吏恩給法の恩給を受くべきものであるが、（一）乃至（十）の學校又は圖書館にて退職したる場合、若くは其の

在職の年數を通算して恩給を受くる場合は『法律第九十號』又は『法律第九十一號』の恩給を受くるのである。(法律第六十四號は下欄を參照して知るべし)

## 第三節上　退隱料算出の標準(甲)

退隱料の年額は、退職現時の俸給額と在職年數とによりて定めらるるのである。從來は文官の例により、て定められた。即ち在職滿十五年以上十六年未滿にして退職したるものゝ退隱料の年額は、俸給年額の二百四十分の六十、即ち俸給額の四分の一に當る。而して十五年以後滿一年を加ふる毎に、二百四十分の一を加へて滿四十年に至りて止むのである(斯樣にして算出した退隱料年額が圓位未滿の端數を生じたる時は其端數を圓位に充たしむるのである。)されば普通退隱料の最多額は俸給年額の二百四十分の八十五即ち俸給の三分の一强に當る。今退隱料





年額を算出する公式を示せば左の如くである。

$$\text{月俸} \times 12 \times \frac{45+\text{年數}}{240} \quad \text{即ち} \quad \frac{\text{月俸} \times (45+\text{年數})}{20}$$

又は $\frac{\text{月俸} \times 5 \times (45+\text{年數})}{100}$ (圓位未滿の分は一圓とす)

序に外國の例を擧ぐれば、獨逸聯邦中のハンブルフ國ヘツセン國ザクセン國にては、俸給の全額を給し、其のオルデンブルフ國、其他にては俸給の八割乃至九割五分を給し、英國にても亦七割五分を給するとのことである。

## 第三節下　退隱料算出の標準(乙)

明治四十年五月三日の官報で公布せられた、小學教員の恩給法即ち『法律第九十號』中の改正は、小學教員をして安んじて一生を國民教育の爲に捧げしめんとの趣旨にて、他の退隱料若くは恩給に對して大に權衡

を失ふ程、恩給率を高められた。即ち、小學校に十五年以上勤續した者に對しては、年數の多き程、前節に說いた文官のものより、高率の恩給を給することゝ爲つた。尤も小學校の勤續十五年に滿たぬ者に對しては(勿論在職年數十五年以上の者)文官の率、即ち前節に述べた從來通りのものを給するのである。

『十五年以上官立公立小學校に勤續』とは、同一の市町村立小學校に勤續した者は勿論のこと、廢校になつて他の市町村立小學校に即日就職した者も、將又轉任した者も、市町村立小學校から府縣立小學校又は官立小學校に轉任した者も、府縣立小學校又は官立小學校から市町村立小學校に轉任した者も、すべて勤續である。裏から言へば、十五年未滿で一旦打ち切れた者は、高率の退隱料を受けられぬのである。但し少なくとも十五年勤續の者は、一旦打ち切れても、恩給を受くる資格さへあるものなれば、此の高率のものを受くることが出來るのである。(序說第十節參照)

さて十五年以上小學校に勤續した者に對する退隱料の年額は、此法律の別表で定めてあつて一々算出せぬのである。別表は本書の始めに掲げてある。

年數について表を檢すれば、十六年から二十年迄は十五年の分に一年につき二百四十分の二つゝ加へてある。次の五ヶ年は二十年の分に一年につき二百四十分の三つゝ加へてある。斯くて三十六年から四十年までは三十五年の分に一ヶ年毎に二百四十分の六つゝ加へてある。故に四十年在職の退隱料年額は二百四十分の百六十即ち三分の二となるのである。又三十一三年在職の者は丁度俸給の二分の一の割合である。三十三年位勤續する者は隨分少きにあらずであらう。

恩給年限に達する前に、一時給與金を受けた者は、退隱料を受くる時に

十ヶ年賦で差引くことに改たまつたのである。

## 第四節　恩給と在職年數

恩給の支給上に關する正敎員の在職年數は、就職の月より起算して退職の月を以て終りとする。例へば明治二十年五月十五日に就職し明治三十五年四月二日に退職したものは一般の（民法第百四十三條の規定即ち期間を定むるに週、月、年を以てしたる時は曆に從ひて算す）計算法によらず、月を基礎として計算する故に、實際は滿十五ヶ年ならざるも、十四年十二ヶ月なる故に、之を滿十五年と計算するのである。丁度明治三十五年法律第五十號の年齡計算方（日を基礎として計算す）の實施以前の年齡計算法、即ち月を以て計算の基礎とし、何年何ヶ月といへるが如くである。

左に揭ぐる年數及月數は正敎員の在職年數に算入すべきものである。





イ、休職中の年數及月數

ロ、明治十四年六月以後市町村立小學校訓導の職にありたる年數及月數

左に揭ぐる年數及月數は、正敎員在職年數より除算すべきものである。

ハ、自己の便宜により退職したる者が、再び就職したる時は、其前在職の年數及月數

ニ、免職に處せられ、若くは失職に該當したる者が再び就職したる時、同上

ホ、文武官の恩給、若くは退隱料を受くべき職（退隱料を受くべき職員を指す）にある者にして、正敎員を兼ぬるときは、其の兼職中の年數及月數

小學校以外の公立學校職員の恩給支給上に關する在職年數の算定の方法は別に定められてあるが、右に述べた處と略ぼ同樣であ

る。

恩給を受くべき官職として、第二節に、列擧したる(一)乃至(十四)の各在職年數は之を通算すべきである。

尙注意すべきは、一旦職を罷めて再び職に就きたる場合に於ては、凡て前後を通算するのである。但し前段に述べた(八)(二)の場合を除く。

從軍したる者は、文官の例により、軍人恩給法の算則に照らして從軍年を加算せらるるのである。又臺灣に在職したる者に對しても加算の規定がある。尙第十三節を參照すべし。

## 第五節　恩給と俸給額

退隱料にても、扶助料にても、其の金額の多少は、在職年數よりも、退職當時の俸給額の多少が大に關係するものであることは、前節に述べた處





により て明かである。而して其の恩給額算出の親高たる俸給額は、本俸及加俸(年功加俸、特別加俸、舊規定の年功加俸(明治三十三年法律第六十三號の第六條にある支給金)加俸令第十一條の加給金)を合計したるものを指すのである。休職滿期によりての退職者の俸給額は、休職を命ぜられたる時の俸給額によるのである。又文官在官中罷めたときは其の俸給額によるのである。

兼官、兼職によりて受くる加俸は、恩給額を算定するに當つて除算すべきである。

年功加俸等を合算すべきことは、舊年功加俸法には明文があつたけれども、新加俸令には別に明文はないが俸給其のものゝ性質上から然かく解釋すべきで、文部省の解釋もかくの如くである。

## 第六節　退隱料の請求

退隱料は、之を受くべき事由の生じたる後、三個年以内に請求することを怠るときは其の權利を拋棄したるものとなる。（官吏恩給法第十六條を適用する）であるから、退隱料を受くべき事由の生ずる日を、明かに知ることが肝要である。第一節に『次の要件を具備する時に始めて權利が生ずるのである』と述べておいたが、此のことである。勤續したる場合には、滿十五年（月を以て計へる）が明白に分るが、再就職した場合では、前後の在職年月を通算して滿十五年以上となるか、ならぬか、一寸疑はしいことがある。それは第四節に述べた所によりて、計算して滿十五年以上となると信じたならば、遠慮なく退隱料を請求すべきである。尤も退職の事由が合法（第一節に述べた通りの事由の退職）でなくてはならぬことは勿論である。





又文官等と通算して年數を計へる時に、若し滿十五年以上であるときは、自分勝手に通算せずして、まだ十五年未滿であるから、請求せぬなどといつてはならぬのである。『法律第十三號』第四條の二の第一項に『……通算して……を受くることを得』とあるは、此の場合には、通算せざるべからずといふことで、行政裁判所の判決例がある。よく〳〵注意すべきことである。

之を受くべき事由の生じたる後、三個年以內に請求せずといふが扶助料も同樣で、之を受くべき事由の生じたる後、三個年以內に請求すべきである。尤も法第八條、法第十一條第二項の給與金及扶助金の請求は此限に在らずである。（法とは法律第九十號を指す）

さて、これを請求するには退隱料請求書（書式の定めなし一例を左に示す）を作りて左の書類を添付し、退職の際勤務せし小學校の所屬府縣知事に差出すのである。（市町村長部長は經由せぬでよろしきこと、改まつても府縣知事が特に定めたならばそれに從ふべしである。尤）そうすると退隱料證書を交付せ

らるゝのである。若し交付せられぬときは、其理由を通告せらるゝのである。之に不服なるときは出訴すべきである。序説の第十五節を見るべし。

一、在職中の履歴書

二、戸籍謄本（抄本とは別である。全戸籍の寫しである。）

履歴書には任免、進退、其他恩給に關係ある職務の經歷及資格に關係ある免許狀、卒業證書のことを詳記してあればよろしい。恩給に關係なきことは記載せぬがよろしい。

退職後、未だ退隱料を本人が受けずして死亡したるときは、遺族（同戸籍内の者なれば誰にてもよし）は先づ以て退隱料を、本人が請求準備中死亡したる旨を申立てるか、又は本人の遺志であることを申立てるかして、請求すべきである。直に遺族扶助料の請求は出來ぬのである。





右は普通の場合の請求方法である。法令は『文部省令第二十九號』（支給規則）及『文部省令第二十九號』を見るべし。

退隱料請求書

元何々學校訓導

氏名

右者今般退職（休職滿期ト相成）候ニ付テハ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ退隱料給與相成度別紙履歷書及戸籍謄本相添此段及請求候也

年月日

原籍　何府縣郡市町村番地

現住所……

右氏名㊞

府縣知事宛

## 第七節　退隱料の支給

退隱料は、退職の翌月より死去の月まで、即ち終身支給せらるゝのである。而して一年分を四分して四月、七月、十月、一月に、其前三個月分を支給せらるゝのである。其の金額を受領するには、府縣廳に至り、退隱料證書を提示して、其の受領權あることを證明すべきである。尤も府縣廳を遠く離れたる土地にある者の、便利の爲め退隱料證書を、町村長又は郡長が檢閲して、其申立によつて本人居住の地まで、其の金額を送附することに取扱つてゐる。又他府縣にある者の爲めに、其の居住の地で受領出來るようの取扱方法は地方々々で一樣であらぬから、これらは各自に於て其の府縣の取扱方を知つておくべきである。

法令は『文部省令第二號』(支給規則)を見るべし。



退隱料證書の書式は一定されてゐる。其の文面は退隱料年額の何程であるかを明記し、市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法に依り明治何年何月より前記の退隱料を受くべきことを認め此證書を附與すべきことを示してある。而して裏面には此の證書は賣買讓與質入書入することを得ずといふこと其他必要なる事柄を揭げてある。

## 第八節　退隱料の剝奪及停止

退隱料を受くるの權利は、一旦定まれば終身之を失はぬものであるが、次の場合には其の權利を剝奪されてしまふのである。

一、重罪の刑に處せられたるとき(裁判確定の日まで支給せられる)

二、日本臣民たるの分限を失ひたるとき(失ひたる日まで支給せられる)

重罪の刑とは死刑、流刑、徒刑、懲役、禁獄をいふので、小學校令第四十九條

に提げられてある禁錮、罰金は輕罪である、在職中一旦禁錮の刑に處せらるゝが如きことあれば、つまり失職となりて、始めから退隱料を受くる資格がないことになるが、一旦得た退隱料の權利は、禁錮又は罰金の刑に處せられても、之を失はぬので、唯重罪の刑に處せられたときに、其の權利を失ふのである。恩給の權利が如何に尊重されてあるかを知るべきである。序にいふが重罪の刑に處せられたるものは兵役に就く權利も失ふのである。

日本臣民の分限を失ふときとは、外國に歸化したる場合、外國人に入嫁したる場合等である。

右は剝奪で失ひぎりである。停止といふのは其の停止となつた原因がなくなれば、元通り退隱料を支給せらるゝのである。

其の停止となる場合は左の通りである。

一、(甲)公務に就き退職現時の給料額と同額以上の給料を受くるとき

(乙)公務に就き受くる給料額と退隱料額とを合したる金額が退職現時の給料額を超過するとき(乙の場合にては其差額に限り支給を停止されるのである)

二、五個年以上受領を怠りたるとき

三、公權を停止せられたるとき

この公務といふのは、官吏、正敎員、准敎員は勿論、公吏も含み、代用敎員も然りといふ文部省の解釋である。

今受くる給料額が退職現時の給料額と、同額又は其より多額なれば全部停止されるので、給料額といふのは、無論加俸をも含むのである。たとへば本給三十圓で加俸が二圓で罷めた者が、本給三十圓で加俸なし)就職するも右の(一)には當らぬが、本給二十二圓(加俸なし)で罷めた者が、再

就職して本給二十圓加俸(單級學校の)二圓を受けるときは、右の(一)の甲に當つて、退隱料の支給が停止されるのである。此の場合では今の給料の支給を始める日の前日まで退隱料の支給を受け、給料が同額以内に下つたとき、又給料をとらぬようになつたときは、其の翌日から復退隱料を支給される。右は從前の規定によつて受けた退隱料權利者に對してのみ適用されるので、文部省で左樣に解釋したのである。解釋の正否は今言はず、兎に角利益(權利にはあらず)を保護したのである。

さて(一)の乙の方は明治四十年五月二十三日以後退隱料を受くべき事由の生じたる者に對して適用さるゝので、其高率の退隱料たると、十箇年賦差引のある退隱料たると、將又文官の例による退隱料たるとを問はぬのである。要するに退職現時の給料額までの收入は、之を認めるが、俗に謂ふ双方丸取りを禁ずる旨趣の改正で、尤ものことである。要するに手厚くすべきは之を手厚くし、不當と認むべきものは遠慮なく之を改められたのである。少しも酷薄ではないのである。

右の(二)の受領を怠りたるときは、受領を怠りたる支給期月の翌月より起算して五個年以上に及んだだけ、前の期の分の支給を廢されるのである。

右の(三)の公權を停止されたるときは、即ち禁錮の刑に處せられ、又は監視に付せらるゝ裁判の確定したる日より支給を停められ、刑期が滿ちた翌日より、支給が復せらるのである。

## 第九節　退隱料を受くる資格の喪失

退隱料を受くる權利は、特に定められたる要件に適ひたる退職の時より生ずるものである。このことは第一節に述べた通りである。其の要件

に適はぬ退職者にても、再就職して罷めたとき要件に適ひさへすれば、退隱料を受くることが出來るが、左の場合には其際退隱料を受くることが出來ぬのみでなく、全く退隱料を受くる資格を失つてしまふのである。從て再就職して罷めたとき前の在職年月數を通算せぬ。即ち全く新に就職したものと同じ扱となるのである。

イ、自己の便宜に依つて退職したるとき

但し年齡滿六十歲以上なるときは此限にあらぬのである

ロ、免職に處せられたるとき（小學校令第四十八條の規定なり）

ハ、失職に該當したるとき（在職中に免許狀を褫奪せられたるとき（小學校令第四十九條）免許狀の效力を失ひたるとき（同上）

市町村長又は法律を以て設けられたる議會の議員となる故を以て退職したる者は退隱料を受くる資格を失はぬこと文官と同樣である。

尙瞭解を助くる爲めに左表を示すのである。

退職
- (一) 退隱料を受くるの權利生ず
- (二) 退隱料を受くるの權利生ぜず
  - (三) 退隱料を受くるの資格を失ふ
    - (い) 此場合には法第八條の給與金を受けることが出來るのみでなく、在職年月數を後の在職年月數に加へる
    - (ろ) 退隱料を受くる資格を失ふ（此場合には給與金を受けることが出來ぬのみでなく、こゝまでの在職年月數は無效となる）
  - (四) 退隱料を受くるの資格を失はず

前表の(一)は第一節に說いておいた通り、恩給法の要件に適ふた場合に限るのである。(二)は同節に說いておいたが、分れて二つの場合となる。即ち(三)は在職十五年に滿たずして第一節の(い)乃至(ほ)の何れかに當つたときは勿論にして、仍十五年以上となつても序說第七節の(八)に當るものと(へ)の多くの場合とである。而して(四)は同節の(ホ)に當る場合である。

此の外に免職、失職の場合は前表の(四)となるのである。

## 第十節　退隱料を受くる特例

退隱料を受くる權利は、本體として正敎員に限るものであるが、准敎員にても退隱料を受くべき特別の場合がある。それは職務の爲め傷痍を受けるか、同じく疾病に罹つたときで、しかも正敎員が特別に退隱料を增加せらるゝ場合と同じ場合に限るので、其時には年數に拘はらず、退職當時の給料四分の一だけの退隱料を、終身給せらるゝのである。その請求の仕方等は總て正敎員の退隱料と同じである。

正敎員が左の場合のどれかに當るときは、滿十五年に達せざるものにても、滿十五年に達した者同樣の退隱料を給せらるゝのみでなく、尙『增加退隱料』を得ることが出來るのである。

イ、職務に依り傷痍を受け、一肢以上の用を失ひ、若くは之に準ずべき者にして、其の職務に堪へざる爲め退職したるとき

ロ、職務に依り健康に有害なる感動を受くるを顧みること能はずして勤務に從事し、爲に疾病に罹り一肢以上の用を失ひ、若くは之に準ずべき者にして、其職務に堪へざる爲め退職したるとき

增加退隱料は、退職當時の給料額の四分の一を標準として、其十分の二以上十分の七までいゝある。

一例を擧ぐれば、兩眼を盲したる者は十分の七、一肢を失ひたる者は、十分の五、一眼を盲したる者は、十分の三の增加退隱料を、普通退隱料の外に受くるものである。詳しきことは法令にて知るべし。又此の請求方法は、添附の書類が多くなるが、是又法令につき(同上

の第三條)知るべし。

又退職料を受けぬ者に對しても、其の在職中の職務に起因する傷痍、疾病引續き重症に赴きたるときは、査覈の上、前に述べた者と同じ扱をするのである。又退隱料を受けて居る者に對しては同樣の場合には査覈の上、增加退隱料を給することがあり、又其の增加退隱料の額の增すこともあるのである。尤も次の期限内に申出るを要するのである。

イ、一肢の用を失ひ若くは之に準ずべき者は退職後二箇年

ロ、一肢を亡し或ば二肢の用を失ひ又は兩眼を盲し若くは二肢を亡し若くは之に準ずべき者は退職後三箇年

以上は文官と同じであるが、教員には先づ〳〵此の如き場合は起らぬと言てよろしい。

## 第十一節　退隱料を受けた後の在職年數

退隱料を受けて居る者が、再び正教員(又は在職年月數を通算し得べき官職)に就職すれば恩給は勿論停止となる。(第八節停止の場合を見るべし)而して罷めたるときには、退隱料は如何になるかといふに、滿一年以上在職して合法の退職なれば、前後の在職在官の年月數を通算して、後職又は後官に對する退隱料と、既に受けて居る退隱料とを比較して見て、其の額の多い方を給するのである。

尤も明治四十年法律第四十七號(「法律第九十號」に改正を加へたもの)の實施前(同年五月廿三日より)再び市町村立小學校に就職して退隱料を受けて、其の實施後(同年五月廿二日迄)に退職した者が退職しても、滿三年以上の在職でなければ、法律第四十七號で改正した規定を適用せずして、舊規定に依るのである。即ちたとひ勤續

十五年以上に達してゐる者でも高率の恩給を受けることが出來ぬ、其代り給與金を差引かず、又第八節停止の(一)の場合は甲の方であつて、乙の方を適用されぬ。

本節に說いた退隱料を請求する方法は、第六節の通りである。尤も新なる退隱料證書を交付せられた場合には、前の證書を返納するのである。

一度退隱料を受けた者は、終身此の權利を失はぬのみならず、後に再就職（小學校に限らず、在職年月數を通算し得べき官職に）する場合には、退隱料が增すことがあつても、減ずることはない。且再就職して、萬一第九節の如き場合に該當しても、元の退隱料は、依然として存してゐる。但し第八節に說いた剝奪の場合に該當すれば、零となるのは勿論である。

## 第十二節　退職給與金

正敎員が、在職滿一年以上にして退職したる場合には、退職現時（休職滿期に依り退職したる者は其本職最終の）の俸給（年功加俸、特別加俸を加算すること勿論）半箇月分を以て、在職年數の一箇年に當て其年數に應ずる金員を一時給與せらるゝのである。之を便宜上『一時給與金』とも呼び、又は『法第八條の給與金』ともいふのである。文官には『退官賜金』があるが、恩給法によるのではない。別の法令で即ち勅令で定められてある。而して敎員のものは本人から請求するが、文官のものは別に請求を待たぬのである。

一時給與金は、退隱料『法律第九十號』のもののみでなく、苟も恩給の性質のもの）を受ける者に對しては給與せぬ定めである。加之第九節に說いた(イ)(ロ)(ハ)何れの場合に該當してゐる者に對しては給與されぬのである。但し注意すべきは(イ)の場合が、本節の場合に起るときは、たとひ年齡が六十歲以上にても、以下のものと同じく給與せられぬのであると解釋せざるを得ぬ。

これは法文の不備であると思ふ。其の證據は在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法に對照して見れば明かである。さて此の退職給與金を受けたる者が、再就職して罷めた時に退職給與金を受くる場合には、其の在職年月數は其の再任の月から起算するのである。

第九節の表中の(三)は本節の退職給與金を受くべき場合である。

市町村の名譽職に選擧せられたるに因つて退職を出願したるときは、固より自己の便宜に出でたるにあらねば、第百二十七條の特別處分によつて退職を命せらるべきである。

又兵役の義務に服するものは、休職の取扱を受くべきが普通であるが、本人の希望によつては退職となることもあるべきである。此の場合も亦第百二十七條の特別處分たるべきである。故に何れも自己の便宜による退職として第九節の表の(四)に當つる限りでない。さればとて(一)に當るべきものでない。從て(三)に當るべきもので、即ち退職給與金を受くべきである。

第二節で在職年月數を通算し得べき官職を列擧したが、其の(十一)以下のものとは、一時給與金に關しては互に通算せぬことになつてゐる。而して又轉任の際、打切りて一時給與金を受くることも出來ぬのである。尤も後職、後官を罷めたとき、別々に一時給與金を受けるのである。

前にも述べて置いた通り、第二節の(十一)以下のものと在職年月數を通算して、滿十五年に及ぶときは、一時給與金を受けずして退隱料を受くべきである。要するに同一事由の發生によつて退隱料と一時給與金と雙方を受くるとは出來ぬ。又一方を擇ぶことも出來ぬので必ず退隱料を受くべきである。若しも然せずして三箇年を經過すれば、退隱料を受くるの權利を拋棄したものとなつて、つまり是迄の總ての在職年月數

を無効にしてしまふのである。

此の退職給與金は、明治三十二年三月までは、前に之を受けた者が、再び就職して退隱料を受くる場合には、前の在職年月數を除算したもので、甚だ酷の扱であつたが、今では文官同樣になつて、之を受けても其在職年月數は退隱料の年月數から除算せぬこととなつた。勿論卅二年三月前に一時給與金を受けた者にても、今はかまはぬのである。又元は十五年以上の者は一切此の給與金を受けることが出來ぬので、人によると退隱料にも當らず、又此の給與金をも受くることの出來ぬものもあつたが、今では然らずで前に述べて置いた通りである。

退職給與金を受けた者は退隱料を受くるときに、十箇年賦で退隱料の支給額から差引かれるのである。このことは第三節にも述べておいた。此の『法第八條』は二回改正があつた。



一時給與金の請求方法は、先づ退隱料の請求方法に準ずればよろしい。（書式は定められて居らぬ後に一例を示す）但し戸籍謄本は入らぬ。支給規則（文部省令第二號）を見よ。

若し本人が退職後一時給與金を受けざる內死亡するようのことあるときは、遺族は第六節末尾の例によるべし。

府縣知事は右の請求を許可したる時には、辭令書を本人に交付し及び金額を給するのである。此の金は府縣にある恩給金の中から支出するのである。『法律第九十號』の第十四條を見よ。一寸參考の爲め『法律第九十一號』の給與金のことをいふが、其の出場所が違ふ、辭令は同じく府縣知事から出るが、金額は其の學校所屬府縣郡市町村から支出するのである。即ち府縣立學校ならば、其の府縣から、郡立ならば、其の郡から、町村學校組合立ならば、其の町村學校組合から、市町村立ならば其の市町村から支出するのである。

## 第十三節　在職年月數の計算の例

一時給與金請求書

元何々學校訓導

氏名

右者今般退職（休職滿期ト相成）候ニ付テハ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第八條ニ依リ一時給與金給與相成度履歷書相添此段及請求候也

年　月　日

原籍　何府縣郡市町村番地
現住所　……

右　氏名　㊞

府縣知事宛



在職年月數の計算に關しては、前節で一應述べて置たが、今數例を示して詳しく說明する。

一、明治十四年六月以後に於て訓導（本科又は專科）として、勤續して居る者は、其の就職から退職の月まで、十二ヶ月を一年として計算する。若し途中で准敎員となり、更に復た訓導となつた者は、其の准敎員の年月數を算入せぬのである。

又途中で休職となつて其の滿期前に復職（汎き意義に用ゐる）した者は、始めから退職の月までを引續いて計算すること、休職とならぬ者と同じである。

訓導から准訓導となつたとき、免許狀効力滿期の爲でもなく、又學校編制の變更の爲めでもなく、自己の便宜の爲めであつたならば、更に訓導となつてからの分のみを計算するのである。

二、途中で在勤學校が廢校となつて、廢校の即日（序說の第十節を見よ）他校に就職した者は勤續者として（一）同樣扱はれるのである。

三、途中で訓導を退職し、他日再び就職したる者は、前後の年月數を通算する。二回でも三回でも同じことである。退職給與金を受けた者でも差支はない。尤も第九節に當る者は左樣でない。

四、小學校から中學校又は高等女學校等へ轉任したるとき、第二節の（一）乃至（十）の在職年月數は總て之を通算することが出來る。而して此通算は退隱料、扶助料は勿論退職給與金、扶助金に關してもである。要するに『法律第九十號』『法律第九十一號』の恩給ある各學校間は、『法律第十三號』の第三條によつて、在職年月數の計算だけは彼此共通するのである。而して其の『第九十號』の恩給を受くべきか、『第九十一號』の恩給を受くべきか、それは最後退職の時の學校の方の恩給によるのである。

五、敎育に關係する文官、即ち第二節の（十二）乃至（十四）の在官年月數は『法律第十三號』の第四條の二によつて同節の（一）乃至（十）のものに通算して『法律第九十號』若くは『法律第九十一號』の恩給を受けることが出來る。尤も退職給與金に關しては、通算が出來ぬのである（に の字に注意せよ）

六、第二節の（十一）の在職年月數は（一）乃至（十）の在職年月數と相互通算する。而して何れの恩給によるかは、最後退職の時の方によるのである。尤も退職給與金に關しては通算せぬのである。又（十一）の在職年月數と（十二）乃至（十四）の在官年月數との通算に關しては、（一）乃至（十）の（十二）乃至（十四）に於けると同じである。

七、第二節の（一）乃至（十）の在職年月數に（十二）乃至（十四）のものを、通算するようになつたのは、明治三十二年四月からである。（通算すべき年月數は、其以前に屬するものにても差支なき）が前者から後者に、又後者から前者に、轉任の出來るように

なつたのは、同年十二月からである。（勅令第四百五十六號による）此轉任の事は、序說第九節に述べて置いた。從て轉任の例によらなかつた時分には、たとひ轉任の形ちによつたものゝ例へば小學校から地方視學に採用せられたものゝ如きは、小學校の方を退職と見做し、第九節の表の(三)に當るものとした。即ち退職給與金を給與すべきものとした。しかしながら今のように轉任の出來ることゝなつてからは、取りもなをさず勤續であるから、(三)に當るものでない。そこで左の如くなる。

(い)小學校在職十二年にして縣視學に轉じた者は、其時十二年に對する退職給與金は給與せられぬが、更に小學校に轉じて退職した場合に於ては、視學の分を除き小學校の前後の年月數を通算して退職給與金を受くるのである。尤も恩給を受けらるゝ者は此の限におらぬのである。

(ろ)小學校在職七年三月にして、學務官吏に轉任した者は、其の時給與金を受くることが出來ぬのは(い)に同じである。而して學務官吏の在官五年十月にして、退官したるときには其の五年に對する退官賜金（第十二節を見よ）と小學校の七年に對する一時給與金とを併給せらるゝも、通算して十三年に對する金額にはおらぬのである。

## 八、

第九節で述べた退隱料を受くる資格を失つた者が、再就職したときには、在職年月數の計算は、更に此再就職の月から始まるのである。されば第九節の(イ)(ロ)(ハ)に當る者は、其時以前に在官在職した第二節の(一)乃至(十四)の年月數の總てを無效とする譯である。たとひ其の中に適法の退官、退職の分があつても、其分だけでも有效とせぬのである。尤も(十二)乃至(十四)の者が『法律第九十號』『法律第九十一號』に依らぬ他の恩給を受くる場合の事は、今說いては居らぬのである。

## 第十四節　退隱料を受くる者の心得

本節では、退隱料を受けて居る者が、心得て居らねばならぬことをまとめて述べる。

一、公務に就いて、退職現時の給料額と同額以上の給料(又は給料と退隱料等の合計)を受くることが出來ぬ次第は第八節に述べて置いた。さて公務に就いたといふのは官吏は勿論、又學校の正教員は勿論のこと、准教員(中學校等の教諭心得の如きものも含む)代用教員の如き定まりたる給料を受くる者、及び市町村等の公吏に就職したのを指すのである。而して囑託者の如きは含まず、又雇、給仕、小使は含まぬのである。

二、退隱料は、通例、月割として一、二、三月分を四月(日は府縣々々で違ふ)に、四、五、六月分を七月に、七、八、九月分を十月に、十、十一、十二月分を翌年の一月に支給せらるゝのである。(扶助料も同じである)若し受領を怠ること五箇年以上となつたときには、其の怠つた期の分は支給されぬことゝなるのである。

三、退隱料の金額を受領するには、退隱料證書を呈示すべきである。尤も府縣廳を離れて居る地に住居する者の爲めに郡長又は市町村長をして此の證書を檢閲せしめ、其の報告によつて金額を本人に送付する取扱をしてゐる地方もある。よく其府縣の取扱を知り置くべきである。(扶助料亦同じ)

四、退隱料を受けて居る者が、他の市町村に轉籍するとか寄留するときには、新しい方の市町村長を經て府縣知事に屆出づべき

定めである。（同上）

若し轉籍地、又は寄留地が他府縣であるときには、新しい方の市町村長を經て、退隱料證書を下付した府縣知事に届出づべきである。此の場合には、金額は新しい地の府縣知事が委託を受けて本人に支給方を取計ふこともある。其受領の方法は（三）を參考して知るべし。（同上）

**五、** 水火災、盜難等で退隱料證書を亡失したときには、居住地の市町村長を經て、退隱料證書を下付した府縣知事に届出づべきである。然るときには、退隱料證書の謄本を交付せらるゝのである。此の謄本の効力は本證書と同一である。（同上）

**六、** 氏名を改めたときには、退隱料證書に裏書を爲して下戻さるゝのである。（同上）

**七、** 退隱料證書は、決して賣買することが出來ぬ又讓與することも出來ぬ。尚又質入、書入することも出來ぬものである。（同上）

## 第十五節　各學校の恩給の異同

恩給より見たる學校の分類は先づ左の通りである。

〔甲〕『法律第九十號』及『法律第十三號』の規定によるべきもの。

一、市町村立の小學校

二、公立の實業補習學校（市町村立は勿論、府縣立にても、郡立にても）

三、公立の幼稚園（市町村立は勿論、府縣立にても）

〔乙〕『法律第九十一號』及『法律第十三號』の規定によるべきもの。

一、府縣立の師範學校（附屬小學校を含む）

二、公立の中學校
三、公立の高等女學校
四、公立の實業學校（實業補習學校を除く）
五、公立の專門學校
六、以上列記外の公立の諸學校（小學校に類するものにても此內に含まる）
七、公立の圖書館

〔丙〕官吏恩給法、官吏遺族扶助法及『法律第十三號』の規定によるべきもの。

一、官立の諸學校（上は帝國大學より下は附屬小學校、附屬幼稚園に至る）
二、官立の圖書館



〔丁〕『法律六十四號』及『法律第十三號』『法律第九十一號』『法律第九十三號』にも）及官吏恩給法等、並『法律第七十五號』の規定によるべきもの。

一、在外指定學校

〔戊〕『法律第七十七號』（『法律第九十一號』及『法律第九十三號』にも）

一、臺灣に在る諸學校

右〔甲〕乙〔丙〕〔丁〕〔戊〕とも、在職年月數を相互通算して、退隱料、扶助料、扶助金を受けらるゝが、退職給與金は〔甲〕〔乙〕は相互通算すれども、〔丙〕〔丁〕〔戊〕に對しては、通算せぬ。又〔丙〕〔丁〕〔戊〕相互も通算せぬのである。

恩給を受くる權利のある官職に在る者は、毎月俸給百分一の金額を國庫に納むる定めなるが、〔甲〕に限つては、之を爲さずしてよろしいのである。序にいふが〔甲〕の扶助金は〔乙〕以下のものより割合がよいのである。即

ち〔甲〕の方は俸給月額の二分の一を、〔乙〕以下の方は、俸給年額の百分の二を、夫々在職年數に乘じたものである。又恩給の割合も市町村立小學校の分に限つて高き割合である。他は（〔甲〕の二、三も）全く文官の割合と同じである。

市町村立小學校正教員其他〔甲〕に屬する分の恩給は、各府縣に備へてある『小學校教員恩給基金』より支出するのである。

〔乙〕の分は、國庫より支出するのであるが退職給與金だけは、學校の設置費用を負擔する縣、郡、市町村より支出するのである。されば退隱料、扶助料、扶助金は文部大臣宛にて府縣知事に請求書を差出し、給與金は府縣知事に請求するのである。

〔丙〕の分は國庫より支出するので、恩給局に請求するのである。尤も退官賜金は、請求すべきものでないが、而して、こゝに注意すべきは、〔丙〕の分が〔甲〕〔乙〕と在職年月數を通算するときは〔甲〕又は〔乙〕の如くするのである。教育事務に從事する文官も〔丙〕と全く同一の扱ひである。

〔丁〕の分は國庫より、すべて支出するので、文部大臣宛で、在外地の領事へ請求書を差出すべきである、尤も韓國にては統監府宛で差出すのである。

〔戊〕の分は國庫より支出する、但し臺灣總督府に請求すべきである。

# 第三章　扶助料及扶助金

## 第一節　扶助料

扶助料は、左の場合の一に當つたとき、其の遺族が之を受くべき事由が生ずるので、其の翌月よりの分を支給せらるるのである。

一、在職十五年以上の者が、在職中死去したるとき

二、在職十五年に滿たぬ者にても、職務の爲め死去したるとき

三、退隱料を受けて居る者が死去したるとき

扶助料を受くべき者は、第一に寡婦（同戸籍内にある未亡人をいふ）である。若し寡婦がなき場合、又は扶助料を受けてゐる寡婦が死亡するか、其戸籍を離れるかする場合には、孤兒（幼にして父なきをいふ）が之を受くるのである。今其順序を擧ぐれば、

一、寡婦





夫退職後結婚したる者は之を除く。

寡婦なきとき、死去するとき、婚嫁するとき、戸籍を去るとき、又は權利消滅のときは(二)に移る。

二、孤兒

二十歳未滿にして未だ婚嫁せざるものに限る。

家名繼承者（又は長子）より順次年少者に及ぶ。家名繼承者の外は、男を先にし女を後にす。

寡婦も孤兒もなきとき又は扶助料を受くべからざる時は(三)に移る。

三、父母、祖父母

父より母、母より祖父、祖父より祖母に移る。

扶助料は孤兒を除くの外、終身受くるものである。而して孤兒は滿二十歳までの間之を受くるものである。

扶助料の年額は退隱料の三分の一である。(特例は三分の二である。)尤も圓位未滿の數は之を壹圓として加ふるのである。未だ退隱料を受けて居らぬ者(受くべき事由が發生してゐて手續きの濟まぬものは、第三章の第六節を參照すべし。濟ましなるときは、假りに死去を退職と見做して其退隱料を算定するのである。

扶助料を受けてゐる者が、丁度退隱料を受けてゐる者が停止さるゝ場合に當るときには、扶助料の支給を廢止されてしまふのである。かゝるときには、勿論孤兒に移らぬのである。又扶助料を受けてゐる者が丁度退隱料を受けてゐる者が停止さるゝ場合(公務に就きたるときを除く)に當るときは、扶助料を停止さるゝのである。しかし此時には其停止の間の分は順次轉給を受くべきものに支給せらるゝのである。遺族全體の上から見れば、差引增減なしであるが、受取人が異なるのである。(前章第八節參照)

特別のことは、法規につきて知るべく、又其他のことは退隱料につきて說きたるものによりて推知すべきである。

扶助料請求書

何々學校訓導　何々　名

右者何年何月何日死亡候ニ付テハ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ扶助料給與相成度退隱料證書及戸籍謄本相添此段及請求候也

原籍　何府縣郡市町村番地
現住所　……
右寡婦(孤兒)(父)等　氏　名　㊞

府縣知事　宛

さて扶助料を請求するには、三箇年以內に請求書及戸籍謄本の外に、(い)退隱料を受くる者が死去したる場合には死者の退隱料證書、(ろ)在職十

五年以上の者が在職中死去したる場合には、府縣知事より交付したる死者の履歴書を差出すべきである、(は)職務の爲に死去したる場合には尙他の書類が必要である。(文部省令第二號の第二章及文部省令第二十九號を參照すべし)

(い)の場合の請求書式の一例を右に示す。差出方は先づ退隱料請求と殆ど同じである。(宛名は居住地の府縣知事である。尤も(ろ)(は)のときは小學校所屬の府縣知事である。)

扶助料の轉給を受くる爲めの請求書は、之に準じて作るべきである。

## 第二節　扶助金

在職十五年未滿で死去したるとき、職務の爲めなるときには、前節で示した通り扶助料の支給があるけれども、否らざるときは(即ち普通の場合には)遺族に扶助金を一時限り支給せられる。扶助金の額は退職給與





金の額と同じである。尤も是は市町村立小學校等ニ法律第九十號ニの規定によるべきものに限るのである、第二章第十五節を參照すべし。

扶助金請求書

何々學校訓導

氏名

右者何年何月何日死亡候ニ付テハ市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十二條ニ依リ扶助金給與相成度別紙履歷書及戸籍謄本相添此段及請求候也

年　月　日

原籍　何府縣郡市町村番地

現住所……

右遺族

氏名　㊞

府縣知事宛

扶助金の請求には、(三)箇年以內に限らぬ)府縣知事より交付せられた、死

者の履歴書と戸籍謄本とを添へて之を爲すべきである。府縣知事は辭令書を交付し及び金額を給するのである。書式の一例右の如くである。

## 第三節　扶助料を受くる者の心得

第二章第十四節の退隱料を受けて居る者の心得の(二)の支給期月のこと及(三)以下は扶助料につきても同じことである。

一、扶助料は、遺族が受くべき權利で、其第一に受くべきものが、受くべからざるに至りたらば、速かに第二の權利者が、其轉給を請求することを忘れてはならぬのである。例へば寡婦が扶助料を受けて死亡したるときは、長子が滿二十歳迄之を受ける。長子が受けなくなつたならば次子が同じく之を受ける。第三子亦然りである。遺子のある限りは勿論、父に及び祖父にも及ぶのである。たとひ金額は少くとも、永續する。實に尊重すべき權利である。

以上說述した所によつて、恩給權の如何なるものなるかを審かにした。故に恩給の權利は之を尊重すると共に、其の職務に熱心誠實なるべきは、學校敎員の公私に對する大なる義務といはねばならぬのである。而して又國家が特に小學敎員の恩給に破格の特典を設けたるの深意を體せずしては濟まぬのである。

# 上編終

# 學校教員の恩給

## 下編　法規

### 〔甲類〕

### ○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年十月二日法律第九十號）

第一條　市町村立小學校ノ正教員ハ此法律ノ規定ニ從ヒ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ有ス（明治二十九年法律第十三號ト併セ見ルヲ要ス）

第二條　在職滿十五年以上ノ者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ終身退隱料ヲ給ス

一　年齡六十歲ヲ超エ退職ヲ命シタルトキ

二　傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

三　廢校ニ依リ退職シ又ハ學校編制ノ變更ニ依リ退職ヲ命シタルトキ

第三條　左ノ事項ノ一ニ當ル時ハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身退隱料ヲ給ジ尙其最下

金額十分ノ七マテノ增加退隱料ヲ給ス

一　職務ニ依リ傷痍ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

二　職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ顧ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

第四條　退隱料ノ年額ハ退職現時ノ俸給ト在職年數トニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ定ム但シ在職四十年以上ノ者ニ給スヘキ退隱料ハ四十年ノ額トス（別表ハ上編ニ附錄トシタルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス）

前項ニ依リ退隱料年額ヲ定ムルハ十五年以上官立公立小學校ニ勤續シタル者ニ退隱料ヲ支給スル場合ニ限ル其ノ他ノ場合ニ於テハ官吏恩給法第五條ヲ準用ス

退隱料ヲ受クル者前ニ退職給與金ヲ受ケタルトキハ最初ノ十年間其ノ退職給與金ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ退隱料年額ヨリ控除ス

兼職ニ依リテ受クル加俸ハ退隱料年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

（參照）官吏恩給法

第五條　恩給ノ年額ハ退官現時ノ俸給ト在官年數トニ依リ之ヲ定ム即チ在官滿十五年以上十六年未滿ニシテ退官シタル者ノ恩給年額ハ俸給年額ノ二百四十分ノ六十トシ十五年以後滿一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム但在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ四十年ノ額又十五年未滿ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十五年ノ額トス

（第二、三項）略ス

第官ニ依テ受クル加俸ハ恩給年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

恩給年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム

第四條ノ二　退隱料ヲ受クル者公立學校職員、公立圖書館職員、小學校ノ本科正敎員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保姆、在外指定學校職員又ハ敎育事務ニ從事スル文官ト爲リタル後滿一年以上ニシテ退職又ハ退官シタルトキハ前後ノ在職在官年數ヲ通算シ後職又ハ後官ニ對スル退隱料ト前ノ退隱料トヲ比較シ其ノ額多キ方ヲ給ス

前項ノ場合ニ於テ本法ニ依ル退隱料額カ府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治二十九年法律第十三號又ハ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依ル退隱料額ニ比較シ多キトキハ其ノ退隱料ハ本法ニ依リ之ヲ支給スルモノトス

第四條ノ三　官吏恩給法第六條、第十條、第十二條第一項及第十三條第二項ハ退隱料

ニ之ヲ準用ス

退隱料等ノ支給上在職年數ノ算定ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參照）官吏恩給法

第六條　恩給ヲ受ケ又ハ恩給ヲ受ケスシテ退官シタル者在官中ノ公務ニ起因スル傷痍疾病引續キ重症ニ罹リタルトキ其事由ヲ詳悉シ左ノ期限內ニ申出レハ查覈ノ上相當ノ恩給ヲ給ス

一　一肢ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後二個年

二　一肢ヲ亡ヒ或ハ二肢ノ用ヲ失ヒ又ハ兩眼ヲ盲シ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後三個年

第十條　文官ニシテ從軍シタル者ハ軍人恩給法ノ算則ニ照シテ其從軍年ヲ加算ス

第十二條（第一項）　恩給ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ恩給ヲ剝奪ス

第十三條（第二項）　法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員並市町村長助役收入役名譽職參事會員及東京市京都市大阪市北海道ノ區長ト爲リタル故ヲ以テ退官シタル者ハ恩給ヲ受クル資格ヲ失ハス

**第五條**　退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス但シ第一號ノ場合ニ於テハ其ノ差額ニ限リ支給ヲ停止ス

一　公務ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキ

二　五箇年以上受領ヲ怠リタルトキ

三　公權ヲ停止セラレタルトキ

（參照）舊規定

第五條　退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其間退隱料ノ支給ヲ停止ス

一　公務ニ就キ退職現時ノ給料額ト同額以上ノ給料ヲ受クルトキ

二、三、新舊同シ

**第六條**　年齡未タ六十歲ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若クハ失職ニ該當シタル者ハ退隱料ヲ受クルノ資格ヲ失フモノトス

**第七條**　市町村立小學校ノ准敎員ハ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ第二條ニ該當スルモノニ限リ退職現時ノ給料四分ノ一ノ退隱料ヲ終身給與ス

**第八條**　在職滿一年以上ニシテ退職シタル市町村立小學校正敎員ニハ退職現時ノ給料半箇月分ヲ以テ在職年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金員ヲ一時給與ス但休職滿期ニ依リ退職シタル者ハ其本職最終ノ給料額ニ依リ之ヲ給與ス

市町村立小學校正敎員ニシテ敎育事務ニ從事スル文官又ハ他ノ待遇文官ニ轉任シタル者退官又ハ退職シタルトキハ小學校敎員ノ在職年數ヲ應シ前項ノ給與金ヲ給ス

第二條若ハ第三條ニ依リ退隱料ヲ受クル者、他ノ法律ニ依リ退隱料若ハ恩給ヲ受ク

ル者、自己ノ便宜ニ依リ退職退官シタル者、又ハ免職ニ處セラレ、懲戒處分若ハ刑事裁判ニ依リ免官セラレ若ハ失職ニ該當シタル者ハ前二項ノ限ニ在ラス

本條ノ退職給與金ヲ受ケタル者市町村立小學校正敎員ニ再任シ爾後退職シタルトキハ第一項ノ在職年數ハ再任ノ日ヨリ之ヲ起算ス

**第九條** 退隱料ノ支給及第八條ノ給與ハ府縣知事之ヲ裁定ス

官吏恩給法第十六條及第十八條ハ退隱料ニ適用ス

（參照）官吏恩給法

第十六條 恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後三箇年內ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十八條 恩給ハ賣買讓與質入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

**第十條** 市町村立小學校正敎員左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定ニ從ヒ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス

一 在職十五年以上ノ者在職中死去シタルトキ

二 在職十五年未滿ノ者職務ノ爲死去シタルトキ

三 退隱料ヲ受クル者死去シタルトキ

**第十一條** 官吏遺族扶助法第四條乃至第十二條乃至第十六條ハ此法律ニ規定スル扶助料ニ適用ス

官吏遺族扶助法第十一條ハ此法律ニ規定スル扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死去シタル者ノ戶籍內ニ在ル二十歲未滿又ハ癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキ場合ニ適用ス

（參照）官吏遺族扶助法

第四條 寡婦扶助料年額ハ亡夫ノ受ケタル若クハ受クヘキ恩給年額三分ノ一トス

公務ノ爲メ受ケタル傷痍ニ原因シテ死去シ又ハ非常ノ勞働及困苦ヲ忍ヒ勤務ニ從事シ爲メニ發病死去シ又ハ公務ニ依リ傳染病者ニ接シ該病毒ニ感染シテ死去シ又ハ戰地ニ於テ若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ死去シタル者ノ寡婦扶助料ハ亡夫ノ俸給ニ對シ官吏恩給法第五條ニ依リ算出シタル恩給年額三分ノ二トス

扶助料年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム

第五條 寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死去シ若クハ權利消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス

第六條 孤兒扶助料ハ數子アルトキハ家名繼襲者ニ給シ月主ニ非サル者ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス其繼襲者及長子死去シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ順次年少者ニ轉給スルモノトス但家名繼襲者ヲ除クノ外男子ヲ先ニシテ女子ヲ後ニス

第七條 恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス

第八條 此法律ニ於テ孤兒トハ年齡二十歲未滿ノ男女子ニシテ未タ結婚セサル者ヲ云フ但發男女子ハ家名繼襲者ニ限ル

第九條 扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第十條　扶助料ヲ受クヘキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒戶籍ヲ去リ若クハ死亡シ若クハ權利消滅シタルトキ父母又ハ祖父母アルトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ全額ヲ其父母又ハ祖父母ニ終身給スルコトヲ得

其扶助料ハ先ツ父ニ給シ其父存在セサルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

第十一條　扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死去シタル者ノ戶籍內ニ在ル二十歲未滿又ハ癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキトキハ寡婦ニ相當スル扶助料一箇年分ヨリ少カラス五箇年分ヨリ多カラサル金額ヲ人員ニ拘ハラス一時限リ其兄弟姉妹ニ給スルコトヲ得

第十二條　扶助料ハ之ヲ受クヘキ權利ノ生シタル日ヨリ三箇年內ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十三條　扶助料ハ質入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵當トシヲ差押フルコトヲ得ス

第十四條　扶助料ヲ受クルノ權利ハ左ノ時ヨリ消滅ス

一　寡婦死去又ハ婚嫁シ若クハ戶籍ヲ去リタル月ノ翌月

二　孤兒死去又ハ婚嫁シ又ハ他家ノ養子女トナリ又ハ年齡二十歲ニ滿チタル月ノ翌月

三　父母祖父母死去シ又ハ戶籍ヲ去リタル月ノ翌月

第十五條　孤兒二十歲ニ滿ツルモ癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハス他ニ給養スル者ナキトキハ寡婦扶助料ノ三分ノ一ヲ其孤兒ニ各終身給スルコトヲ得但一戶籍內ニ寡婦ト同額ノ扶助料ヲ受クル者アルトキハ其間之ヲ要セス



第十六條　扶助料ヲ受クル者日本臣民タルノ分限ヲ失ヒ若クハ重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ扶助料ノ支給ヲ廢ス

公權ヲ停止セラレタルトキハ其同支給ヲ停止ス

扶助料ヲ受クル者公權停止中ハ其轉給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ給ス

第十七條　在職十五年未滿ノ市町村立小學校正敎員在職中職務ノ故ニアラスシテ死去シタルトキハ其遺族ニ一時扶助金ヲ給ス

前項ノ扶助金ハ退職給與金ノ額ト同額トス

第十三條　扶助料及扶助金ノ支給竝第十一條第二項ノ給與ハ市町村長ノ申牒ニ依リ府縣知事之ヲ裁定ス

第十四條　府縣ハ小學校敎員恩給基金ヲ備フヘキモノトス

市町村ハ其市町村立小學校ニ在職スル正敎員ノ給料額百分ノ一ニ當ル金員ヲ每年其府縣ニ納ムヘキモノトス

兼職ニ係ル加俸ニ對シテハ本條ノ納金ヲ要セス

本條第二項ノ納金ハ府縣小學校敎員恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其利子ヲ以テ退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ニ充ツ

ルノ外之ヲ支消スルコトヲ得サルモノトス

本條第二項ニ依リ各府縣ニ於テ收入シタル納金額二分ノ一ニ當ル金員ヲ收入年度ノ翌々年度毎ニ國庫ヨリ府縣ニ給與スルモノトス

退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ハ恩給基金ノ利子及國庫ノ給與金其他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘキモノトス

恩給基金ノ管理竝退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ノ支給等ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

恩給基金ノ管理竝退隱料扶助料扶助金第八條及第十一條第二項ノ給與ノ支給等ニ關スル費用ハ總テ府縣ノ負擔トス

**第十五條** 此法律中第一條乃至第十三條ハ明治二十六年度ヨリ第十四條ハ明治二十五年度ヨリ之ヲ施行ス

**第十六條** 府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ此法律ノ條規ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ必要トスルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治二十四年十二月二十八日勅令第二百四十八號ヲ以テ定ム）

（備考）

一　明治三十二年法律第八十九號ヲ以テ改正ノ條項ハ今標示セス

二　明治四十年五月三日官報法律第四十七號ヲ以テ改正追加ノ箇條ハ●點ヲ以テ之ヲ標示ス而シテ施行期日ハ公布後二十日即チ同年五月二十三日ヨリトス

三　右法律第四十七號ノ附則左ノ如シ

本法施行前退隱料ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後再市町村立小學校敎員ト爲リ在職三年以上ニ至ラスシテ退職シタル者ニハ仍從前ノ規定ヲ適用ス

## ○學校職員退隱料又ハ遺族扶助料ニ關シ權利ヲ障害セラレタル者ノ救正方（明治二十五年四月二日勅令第三十二號）

府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員舍監書記竝市町村立小學校正敎員ノ退隱料又ハ遺族扶助料ニ關シ行政上ノ處分ニ依リ權利ヲ障害セラレタリトスル者ハ一箇年以內ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但左ノ事件ニ關シテハ文部大臣若クハ府縣知事

ノ裁定ハ終審確定ノモノトス（明治三十二年勅令第百九十八號ヲ以テ本文中追加）

一　傷痍疾病ノ原因及其輕重

二　職務ニ堪ユルト否ラサルト

## ○市町村立小學校教員退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定方（明治二十五年二月八日勅令第十八號）

第一條　市町村立小學校教員退隱料等ノ支給上ニ關スル正教員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

第二條　左ニ揭クル年數及月數ハ正教員在職年數ニ算入スヘシ

一　市町村立小學校正教員休職中ノ年數及月數

二　明治十四年六月以後市町村立小學校訓導ノ職ニ在リタル年數及月數

第三條　左ニ揭クル年數及月數ハ正教員在職年數ヨリ除算スヘシ

一　（明治三十二年勅令第百九十七號ヲ以テ削除）

二　自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若ハ失職ニ該當シタル者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數（同上改正）

三　（同上削除）

四　恩給若クハ退隱料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ市町村立小學校正教員ヲ兼ヌルトキハ其兼職中ノ年數及月數

## ○公立學校職員ト教官其他教育事務ニ從事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル規定（明治三十二年十二月十九日勅令第四百五十六號）

第一條　奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ事務ニ從事スル文官ニ任用シ又ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ヲ奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ニ任用スル場合ハ轉任ト看做シ其ノ手續ハ轉任ノ例ニ依ル

第二條　前條ノ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ノ種類ニ關シテハ明治三十二年勅

令第二百一號第二條ノ規定ヲ準用ス

（參照）
明治三十二年勅令第二百一號
第二條　明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘキ文官ノ種類左ノ如シ
一　官立ノ學校及圖書館職員
二　文部省官吏
三　教育事務ニ從事スル北海道府縣郡區島嶼竝臺灣總督府縣廳辨務署官吏

## ○市町村立小學校廢止ノ際即日他ノ市町村立小學校教員ニ任セラルルモノヽ勤續認定方

（明治二十七年二月十日文部省令第三號）

市町村立小學校廢止ノ際其ノ小學校教員ノ職ニ在ル者即日他ノ市町村立小學校教員ニ任セラルヽトキハ勤續者トス

## ○小學校令ヲ施行セサル地方ニ於ケル教員退隱料及遺族扶助料法施行上正教員准教員ノ區別

（明治二十四年十一月十七日文部省令第二十四號）

明治二十三年勅令第二百十五號小學校令ヲ施行セサル地方ニ於テ明治二十三年十月法律第九十號市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法施行上正教員准教員ノ別ハ市町村立小學校教員中訓導ヲ以テ正教員トシ授業生ヲ以テ准教員トス　但本令ニ依リ難キモノアル場合ニ於テハ北海道廳長官府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケテ特別ノ處分ヲナスコトヲ得

## ○市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則

（明治二十五年二月十日文部省令第二號）（明治四十年五月四日文部省令第十四號ヲ以テ一部改正）

〔甲〕 小學校令ヲ施行セサル地方ニ於ケル教員退隱料及遺族扶助料法施行上正教員准教員ノ區別
市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則

第一章　退隱料ノ請求

第一條　市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第二條第三條第四條第七條ニ依リ

退隱料ヲ受クヘキ者ハ退隱料請求書ヲ作リ退職ノ際勤務セシ小學校所屬府縣知事ニ差出スヘシ

第二條　退隱料請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一　在職中ノ履歷書

二　戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本但市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第七條ニ揭ケタル者ハ之ヲ要セス

第三條　職務ニ依リ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ退隱料ヲ請求スル者ハ前條ニ揭クル書類ノ外尙左ノ書類ヲ添付スヘシ官吏恩給法第六條ヲ適用スヘキ者亦同シ

一　現認證書若クハ事實ヲ證スル公文ノ寫又ハ口供書

二　醫師ノ診斷書

第四條　退隱料請求書ヲ受ケタル府縣知事ハ事實ヲ取調請求ノ理由アリト認ムルトキハ退隱料證書ヲ作リ之ヲ本人ニ交付スヘシ但退隱料增加ノ爲更ニ退隱料證書ヲ交付スルトキハ前ニ交付シタル證書ヲ返納セシムヘシ

第五條　府縣知事ニ於テ前條ノ請求理由ナシト認ムルトキハ理由ヲ示シ之ヲ本人ニ通告スヘシ

第六條　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第八條第一項ニ依リ給與金ヲ受クヘキ者ハ給與金請求書ヲ作リ在職中ノ履歷書ヲ添ヘ退職ノ際勤務セシ小學校所屬府縣知事ニ差出スヘシ

府縣知事ハ事實ヲ取調請求ノ理由アリト認ムルトキハ辭令書ヲ作リ之ヲ本人ニ交付スヘシ

## 第二章　扶助料ノ請求

第七條　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第十條第十一條第二項第十二條ニ依リ扶助料又ハ扶助金請求書ヲ作リ退隱料ヲ受ケシテ死去シタル者ノ遺族ニ在リテハ死者ノ最終勤務セシ小學校所屬府縣知事ニ退隱料ヲ受ケ死去シタル者ノ遺族又ハ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ニ在テハ居住地ノ府縣知事ニ差出スヘシ

府縣知事ハ其所屬市町村立小學校正敎員遺族ノ扶助料又ハ扶助金ヲ受クヘキ者アルトキハ死者ノ履歷書ヲ調製シ之ヲ遺族ニ交付スヘシ

第八條　扶助料請求書又ハ扶助金請求書ニハ戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本及左ノ書類ヲ添付スヘシ

一　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第十條第一第二第十二條ニ當ル者ノ請求書ニハ府縣知事ヨリ交付セラレタル死者ノ履歷書

二　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第十條第三ニ當ル者ノ請求書ニハ死者ノ退隱料證書

三　官吏遺族扶助法第四條第二項ヲ適用スヘキ者ノ請求書ニハ傷痍若クハ疾病ノ職務ニ起因シタル證據書類醫師ヲシテ診察セシメタルトキハ其診斷書及退隱料ヲ受ケスシテ死去シタル者ノ遺族ニ在テハ本條第一ノ書類退隱料ヲ受ケ死去シタル者ノ遺族ニ在テハ本條第二ノ書類

四　扶助料ヲ受クル者死去シ又ハ權利消滅シタルトキ其扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ノ請求書ニハ前者ノ扶助料證書

五　公權停止ニ依リ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ノ請求書ニハ其事由ヲ詳記シタル書類

六　官吏遺族扶助法第十五條ヲ適用スヘキ者ノ請求書ニハ其事由ヲ詳記シタル書類

第九條　扶助料請求書又ハ扶助金請求書ヲ受ケタル府縣知事ハ事實ヲ取調請求ノ理由アリト認ムルトキハ扶助料ニ在リテハ扶助料證書扶助金ニ在リテハ辭令書ヲ作リ之ヲ本人ニ交付スヘシ

前項ノ扶助料又ハ扶助金他ノ地方廳ニ於テ支給スヘキモノナルトキハ其請求書ヲ當該府縣知事ニ送付スヘシ

第十條　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第十一條第二項ニ揭ケタル給與金ノ請求等ハ扶助金ノ例ニ依ルヘシ但癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハサル者ノ請求書ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

## 第三章　退隱料扶助料ノ支給及停止

第十一條　退隱料支給ノ期ハ退職ノ翌月ヨリ始マリ死去ノ月ヲ以テ終ルモノトス
退隱料及扶助料ハ其年額ヲ四分シ四月七月十月一月ニ於テ其前三箇月分ヲ支給スヘシ但權利消滅ヲトキ及給與金扶助金ハ期月ニ拘ラス之ヲ支給スヘシ

第十二條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者其金額ヲ受領セントスルトキハ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ以テ其受領權アルコトヲ證明スヘシ

第十三條　退隱料ヲ受クヘキ權利消滅シ若クハ停止セラルヘキ者ノ支給ノ終始ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

一　重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ裁判確定ノ日、日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其失ヒタル日ヲ以テ支給ヲ終ル

二　公務ニ就キ受クル給料ト退隱料トヲ合シタル金額退職現時ノ給料額ヲ超過スルトキハ其給料ノ支給ヲ始ムル日ノ前日ヲ以テ支給ヲ停メ其給料ヲ終リタル日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

三　五箇年以上受領ヲ怠リタルトキハ受領ヲ怠リタル支給期月ノ翌月ヨリ起算シ其怠リタル期ノ支給ヲ廢ス

四　公權ヲ停止セラレタルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラルヘキ裁判確定ノ日ヲ以テ支給ヲ停メ刑期滿限ノ日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

第十四條　扶助料支給ノ終始ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

一　日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其失ヒタル日、重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ裁判確定ノ日ヲ以テ支給ヲ終ル

二　公權ヲ停止セラレタルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラルヘキ裁判確定ノ日ヲ以テ支給ヲ停メ刑期滿限ノ日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

三　公權停止中轉給ヲ受クヘキ者ノ支給ハ本人停止ノ翌日ヲ以テ始メ復給ノ前日ヲ以テ終ル

第十五條　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第三條ニ揭ケタル增加退隱料ノ等差ハ左ノ如シ

第一項　兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡シタルトキ　十分ノ七
第二項　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ　十分ノ六
第三項　一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ　十分ノ五

第四項　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ　十分ノ四

第五項　一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ　十分ノ三

第六項　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ　十分ノ二

傷痍疾病ノ等差ハ明治十八年太政官達第十六號文官傷痍疾病等差例ニ依ル

第十六條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者他ノ市町村ニ轉籍若クハ寄留スルトキハ轉籍若クハ寄留シタル地ノ市町村長ヲ經テ府縣知事ニ届出ヘシ

退隱料又ハ扶助料ヲ支給スヘキ地ノ府縣知事ハ毎期支給スヘキ退隱料又ハ扶助料ヲ轉籍若クハ寄留シタル地ノ府縣知事ニ送付シ其支給方ヲ委託スルコトヲ得

第十七條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死去シ若クハ權利消滅シ又ハ公權ヲ停止セラレタルトキハ本籍市町村長ヨリ退隱料又ハ扶助料ヲ支給スヘキ地ノ府縣知事ニ報告スヘシ

第十八條　退隱料ヲ受クル者公務ニ就キタルトキハ其所屬主長ヨリ退隱料ヲ支給スヘキ地ノ府縣知事ニ報告シ亦同シ其有給者ニ係ル報告書ニハ給料額及給料ノ支給ヲ始ムル日解職ノトキハ支給ヲ終リタル日ヲ付記スヘシ給料額ニ增減ヲ生シタルトキハ其時々之ヲ報告スヘシ

第十九條　第十七條ノ場合ニ於テ扶助料ヲ受クヘキ者又ハ其轉給ヲ受クヘキ者ナキトキ又ハ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒ若クハ扶助料ノ支給ヲ廢スヘキ者ニ係ルトキハ本籍市町村長ハ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ收メテ退隱料又ハ扶助料ヲ支給スヘキ地ノ府縣知事ニ送付スヘシ

本人他ノ市町村ニ居住セル場合ニ於テハ該市町村長ニ委託シテ之ヲ收ムルコトヲ得

## 第四章　雜則

第二十條　府縣知事ハ第四條又ハ第九條ニ依リ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ本人ニ交付スルト同時ニ之ヲ其本籍市町村長ニ通知スヘシ

第二十一條　水火災盜難等ニ依リ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ亡失シタル者ハ居住地ノ市町村長ヲ經テ退隱料又ハ扶助料ヲ支給スヘキ地ノ府縣知事ニ届出ヘシ

府縣知事ニ於テ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其事實ヲ調査シ退隱料證書又ハ扶助料

證書ノ謄本ヲ作リ之ヲ交付スヘシ

前項退隱料證書又ハ扶助料證書ノ謄本ハ本證書ノ效力アルモノトス

第二十二條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者氏名ヲ改メタルトキハ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ添ヘ居住地ノ市町村長ヲ經テ退隱料又ハ扶助料ヲ支給スヘキ地ノ府縣知事ニ屆出ヘシ府縣知事ハ證書ノ裏面ニ其事實ヲ記載シ署名捺印シテ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第二十三條　此規則ニ規定スル府縣知事ノ職務ハ北海道ニ於テハ北海道廳長官之ヲ行ヒ市町村長ノ職務ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ島司郡區長戸長又ハ之ニ準スヘキ者之ヲ行フヘシ

---

## ○公立學校職員退隱料等ニ關スル規定（明治二十九年三月二十三日法律第十三號）

（明治三十三年十一月勅令第四百四號ヲ以テ本法ヲ臺灣ニ施行ノ件公布）

第一條　明治二十三年法律第九十號ハ第十五條ヲ除キ公立實業補習學校ノ教員及小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園保姆ニ適用シ同年法律第九十一號ハ第一條及第二十條ヲ除キ公立ノ高等女學校、專門學校、實業學校（實業補習學校ヲ除ク）及其ノ他ノ公立學校ノ學校長、教員、舍監及書記並公立圖書館ノ館長、司書及書記ニ適用ス

第二條　明治二十三年法律第九十號第二條及同年法律第九十一號第三條ハ非職又ハ休職滿期ニ依リ退職シ及校務ノ伸縮ニ依リ退職ヲ命シタル場合ニモ適用ス

退隱料ハ本職最終ノ俸額ニ依リ之ヲ算定ス

第三條　明治二十三年法律第九十號同年法律第九十一號及此ノ法律ニ依リ退隱料等ヲ受クヘキ學校長、圖書館長、正教員、司書、保姆、舍監及書記ノ在職年月數ハ各公立學校及圖書館ノ間ニ於テハ之ヲ通算ス

第四條　府縣立師範學校長タリシ者他ノ文官ト爲リタルトキハ其ノ在官年月數ハ明治二十三年法律第九十一號及官吏恩給法ニ於テハ各其ノ規定スル所ニ依リ其ノ在官年數若ハ在職年數中ニ通算スヘキモノトス

第四條ノ二　學校長、圖書館長、正教員、司書、保姆、舍監又ハ書記タリシ者教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官ト爲リタルトキ若ハ教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官タリシ者學校長、圖書館長、正教員、司書、保姆、舍監又ハ書記ト爲リタルトキハ各其ノ在官在職年數ヲ通算シ明治二十三年法律第九十號及同年法律第九十一號ノ退隱料、扶助料、扶助金ヲ受クルコトヲ得

通算スルコトヲ得ヘキ官職ノ種類及通算ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ三　同一人ニシテ國庫ヨリ公立學校職員退隱料及官吏恩給又ハ軍人恩給（賜金、給助金、扶助料ヲ除ク）若ハ同一ノ事由ノ爲メニ公立學校職員遺族扶助料及官吏遺族扶助法又ハ軍人恩給法ニ依レル扶助料ヲ併セ受クヘキ者アルトキハ本人ノ所擇ニ任セ其ノ一ヲ給ス

附　則

第五條　此ノ法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

（備　考）

一、明治三十二年二月法律第九十一號ヲ以テ第一條第三條改正、第四條ノ二、第四條ノ三追加、同年四月一日ヨリ施行

二、明治三十九年四月法律第三十號ヲ以テ保姆ヲ加フル件追加、同年十月一日ヨリ施行

三、明治四十年二月法律第一號ヲ以テ圖書館職員ヲ加フル件追加、同年十月一日ヨリ施行、左ノ附則アリ

公立圖書館職員ノ在職年數ハ退隱料、退職給與金、扶助料及扶助金ノ支給ニ關シテハ明治三十二年十一月以後就職ノ月ヨリ之ヲ起算ス



## ○公立學校職員退隱料等ニ關スル法律施行方

（明治三十二年五月十六日勅令第二百一號）

第一條　明治二十九年法律第十三號ニ於ケル正教員准教員ノ別左ノ如シ

一　公立實業補習學校ニ於テハ訓導及訓導ノ資格アル學校長ヲ以テ正教員トシ准訓導ヲ以テ准教員トス

二　公立ノ高等女學校專門學校實業學校（實業補習學校ヲ除ク）其ノ他ノ公立學校ニ於テハ教諭助教諭訓導ヲ以テ正教員トシ其ノ他ノ教員ヲ以テ准教員トス

第二條　明治二十九年法律第十三號ニ於テ通算スルコトヲ得ヘキ文官ノ種類左ノ如シ

一　官立ノ學校及圖書館職員

二 文部省官吏

三 教育事務ニ從事スル北海道府縣郡區島廳竝臺灣總督府縣廳拂務署官吏（明治三十二年勅令第四百二十三號ヲ以テ本號改正）

第三條 前條ニ揭クル文官ノ在官年數ヲ公立學校職員ノ在職年數ト通算スル場合ニ於テ算入又ハ除算スヘキ年月數ハ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第四條 明治二十四年勅令第二百四十八號府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ノ施行ニ關スル件〇同二十五年勅令第五號ノ府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金取入規則〇同年勅令第百九十六號ハ明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關シ特ニ規定スルモノヲ除クノ外之ヲ準用ス

附 則

第五條 明治二十九年勅令第百九號ハ廢止ス

（參照）

明治廿四年勅令第二百四十八號ハ府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法及市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法ノ施行ニ關スル件〇同二十五年勅令第五號ノ府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法納金取入規則〇同年勅令第百九十六號ハ市町村立小學校教員退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定ノ件〇同年勅令第三十二號ハ府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員竝市町村立小學校正教員ノ退隱料又ハ遺族扶助料ニ關シ權利ヲ害セラレタリトスル者ノ件〇同三十二年勅令第百九十六號ハ公立學校職員退隱料及遺族扶助料等ニ於ケル學校職員ノ資格及其在職年數算定方ノ件〇同二十九年法律第十三號ニ於ケル學校職員ノ資格及同法律ノ施行ニ關スル件ナリ

## ○公立學校職員退隱料等ニ於ケル法律ノ施行ニ關スル規定（明治三十二年五月十八日文部省令第二十九號）

明治二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル規定ヲ設クルコト左ノ如シ

第一條 國庫ヨリ他ノ退隱料又ハ恩給ヲ受クル者又ハ受クヘキ權利ヲ有スル者ニシテ府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ退隱料ヲ請求スルトキハ同時ニ國庫ヨリ他ノ退隱料若クハ恩給ヲ受ケサル旨ヲ請求書ニ記載スヘシ

第二條 國庫ヨリ他ノ扶助料ヲ受クル者又ハ受クヘキ權利ヲ有スル者ニシテ府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ扶助料ヲ請求スルトキハ同時ニ國庫ヨリ他ノ扶助料ヲ受ケサル旨ヲ請求書ニ記載スヘシ

第三條　敎官其他敎育事務ニ從事スル文官タリシ者ニシテ明治二十九年法律第十三號第四條ノ二ニ該當シ退隱料扶助料扶助金ヲ受クヘキ者アルトキハ其前職ニ屬スル種類ノ退隱料扶助料扶助金ヲ支給ス

第四條　明治二十四年文部省令第七號同第二十四號明治二十五年文部省令第一號同第二號明治二十七年文部省令第三號ハ明治二十九年法律第十三號施行上之ヲ準用ス

附則

第五條　明治二十九年文部省令第四號ハ廢止ス

（參照）

明治二十四年文部省令第七號ハ府縣小學校敎員恩給基金管理規則○同年同第二十四號ハ小學校令及同令中敎員ニ關スル條規ヲ施行セサル地方ニ於ケル市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料支給規則○同年第二號ハ市町村立敎員ノ區別ノ件○同二十五年同第一號ハ公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則○同年第二號ハ市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料支給規則○同二十七年同第三號ハ市町村立小學校廢止ノ際在職ノ敎員即日他ノ市町村立小學校敎員ニ任セラルヽトキハ勤續者トスルノ件○明治二十九年法律第十三號ハ公立學校職員退隱料等ニ關スル件○明治二十九年文部省令第四號ハ同年法律第十三號ノ施行ニ關シ現行ノ文部省令適用ノ件ナリ

## ○學校職員恩給審査規程（明治二十九年七月二日勅令第二百六十四號）

第一章　公立學校職員恩給審査委員

第一條　文部省ニ公立學校職員恩給審査委員之ヲ組織ス

公立學校職員恩給審査委員ハ市町村立小學校及公立實業補習學校ニアラサル公立學校及在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ヲ受クヘキ資格及權利ヲ審査ス（明治三十二年勅令第二百號及明治三十九年勅令第二百二十五號ヲ以テ改正）

第二條　公立學校恩給審査委員長ハ審査ニ關スル事務ヲ管理シ審査ノ結果ヲ文部大臣ニ具申ス

第三條　公立學校職員恩給審査委員長及委員ハ文部省高等官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

第四條　文部省ニ恩給顧問醫三人ヲ置キ內一人ヲ常務顧問醫トス

恩給顧問醫ハ公立學校職員恩給審査委員長ノ諮詢ニ應シ退隱料及遺族扶助料ニ關ス

ル醫術上ノ事項ヲ審査ス但委員長ニ於テ總顧問醫ノ意見ヲ聞クコトヲ必要ト認メサルモノハ常務顧問醫之ヲ審査ス

**第五條** 審査上特殊ノ專門家ヲ要スル場合ニ於テハ臨時顧問醫ヲ加フルコトヲ得

**第六條** 恩給顧問醫ハ文部大臣之ヲ命ス

**第七條** 常務顧問醫ニハ一箇年五百圓以内其ノ他ノ顧問醫ニハ事件ノ輕重難易ヲ斟酌シ每件三圓以上十圓以下ノ手當ヲ給ス

**第八條** 公立學校職員恩給審査委員ノ事務ニ關シ書記ヲ置キ文部屬ヲ以テ之ニ充ツ

## 第二章 市町村立小學校敎員恩給審査委員

**第九條** 北海道廳府縣ニ市町村立小學校敎員恩給審査委員ヲ置キ委員長一人及委員四人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

市町村立小學校、公立實業補習學校及公立幼稚園職員ノ退隱料及遺族扶助料ヲ受クヘキ資格及權利ヲ審査ス（上同）

**第十條** 市町村立小學校敎員恩給審査委員ハ市町村會ニ於テ選擧シ北海道廳府縣ニ在テハ地方長官之ヲ命ス

**第十一條** 市町村立小學校敎員恩給審査委員長ハ其ノ廳高等官委員ハ其ノ廳官吏ノ中ヨリ北海道廳長官府縣知事之ヲ命ス

**第十二條** 北海道廳府縣ニ恩給顧問醫三人以内ヲ置ク

恩給顧問醫ハ市町村立小學校敎員恩給審査委員長ノ諮詢ニ應シ退隱料及遺族扶助料ニ關スル醫術上ノ事項ヲ審査ス

**第十三條** 審査上特殊ノ專門家ヲ要スル場合ニ於テハ臨時顧問醫ヲ加フルコトヲ得

**第十四條** 恩給顧問醫ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ命ス

**第十五條** 顧問醫ニハ相當ノ手當ヲ給ス其ノ費用ハ北海道廳及沖繩縣ニ在テハ地方經濟ニ屬スル費用ノ負擔トシ其ノ他ノ府縣ニ在テハ府縣ノ負擔トス

**第十六條** 市町村立小學校敎員恩給審査委員ノ事務ニ關シ書記ヲ置キ北海道廳府縣屬ヲ以テ之ニ充ツ

## ○北海道廳府縣恩給顧問醫ノ醫術上ノ事項審査ニ關スル規定（明治三十二年六月廿一日勅令第二百六十九號）

北海道廳府縣恩給顧問醫ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ公立學校職員ノ進退ニ關シ醫術上ノ事項ヲ審査ス

## ○市町村立小學校長及教員名稱及待遇（明治廿四年十一月十七日勅令第二百十八號）

第一條　市町村立小學校長及教員ノ名稱左ノ如シ

一　小學校長

二　訓導　小學校ノ正教員タル者ノ名稱トス

三　准訓導　小學校ノ准教員タル者ノ名稱トス

第二條　市町村立小學校長及正教員ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク

## ○小學校令（第六號勅令）

第三十九條　小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中圖畫、唱歌、體操、裁縫、英語、農業、商業又ハ手工ノ一科目若ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス

本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス

第四十條　小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ

免許狀ハ普通免許狀及府縣免許狀ノ二種トス

普通免許狀ハ文部大臣之ヲ授與シ全國ニ通シテ有効トス

府縣免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ其ノ府縣限リ有効トス

第四十一條　府縣免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルコトヲ要ス

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條　特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得

代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十三條　市町村立小學校長ハ其ノ學校ノ本科正教員ヲシテ之ヲ兼ネシムヘシ

第四十四條　市立小學校長及教員ノ任用ハ市長ノ申請ニ依リ町村立小學校長及教員ノ任用ハ郡長ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ。

市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條　市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條　小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條　小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條　市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ內外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校長教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條　小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二　信用若ハ風俗ヲ害スルノ罪ヲ犯シテ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ監視ニ付セラレタルトキ

三　破產若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條　府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

## ○小學校令施行規則（第五章（職員）抄錄）

第一節　學校長及教員ノ進退

第百二十二條　市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ

休職ヲ命スルコトヲ得

一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ

二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

三 教員養成ヲ目的トスル官立、府縣立學校ニ入學スルトキ

四 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

第百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然休職者トス但シ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニアラス

第百二十四條 休職ノ期間ハ第百二十二條第一號及第二號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第四號ノ場合ニ在リテハ其事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尚三箇月トス

第百二十五條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ



一 不具、癈疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三 休職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第百二十七條 第百二十二條又ハ第百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢セラレタルトキ

二 休職期間滿チタルトキ

第百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第百三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第百三十一條 第百二十二條第一號、第百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ

處分セントスルトキハ府縣知事ハ其ノ府縣恩給願問醫ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第百三十二條　私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

## 第二節　學校長及教員ノ職務及服務

第百三十三條　學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第百三十四條　學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第百三十五條　正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第百三十六條　准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第百三十七條　市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第百三十八條　學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務上居住スヘキ地ヲ離ルヽコトヲ得ス

第百三十九條　學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル會社ノ業務執行社員、取締役、監査役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

## 第三節　懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第百四十條　懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第百四十一條　市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第百四十二條　市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス

第百四十三條　市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニ

アラサレハ敎員ノ職ニ就クコトヲ得ス

第百四十四條　第百三十九條乃至第百四十一條ノ規定ハ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス

第百四十五條　私立小學校長及敎員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス

第百四十六條　府縣知事ニ於テ學校長又ハ敎員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ

第百四十七條　府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及敎員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メタル者ニハ第百四十三條ノ期間內又ハ業務停止ノ期間內ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ敎員ノ職ニ就クコトヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

## 第四節　俸給、旅費及諸給與準則

第百四十八條　敎員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ但シ土地ノ情況ニ依リ本科正敎員及准敎員ノ俸給額ハ明治三十年勅令第二號第六條ノ金額マテニ減スルコトヲ得

| 職名 | | 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 五級 | 六級 | 七級 | 八級 | 九級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本科正敎員 | 上 | 七十五圓 | 六十圓 | 五十圓 | 四十圓 | 三十圓 | 二十四圓 | 二十圓 | 十六圓 | 十三圓 |
| | 下 | 六十五圓 | 五十五圓 | 四十五圓 | 三十五圓 | 二十七圓 | 二十二圓 | 十八圓 | 十四圓 | 十二圓 |
| 專科正敎員 | 上 | 四十圓 | 三十圓 | 二十四圓 | 二十圓 | 十六圓 | 十三圓 | 十一圓 | 九圓 | |
| | 下 | 三十五圓 | 二十七圓 | 二十二圓 | 十八圓 | 十四圓 | 十二圓 | 十圓 | 八圓 | |
| 准敎員 | 上 | 二十圓 | 十六圓 | 十三圓 | 十一圓 | 九圓 | | | | |
| | 下 | 十八圓 | 十四圓 | 十二圓 | 十圓 | 八圓 | | | | |

第百四十九條　本科正敎員ニシテ一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ漸次百圓マテ增スコトヲ得

第百五十條　專科正敎員ノ俸給ハ其ノ敎授時數ニ應シ等級相當ノ俸給額ヲ減スルコトヲ得

第百五十一條　專科正敎員ニシテ他ノ小學校ノ專科正敎員ヲ兼ヌル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分割シテ給スルコトヲ得

第百五十二條　敎員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス

第百五十三條　休職者ニハ俸給ヲ給セス但シ府縣知事ニ於テ市町村、町村學校組合又ハ區ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ一部若ハ全部ヲ給スルコトヲ得

第百五十四條　教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ前條ノ規定ヲ準用ス

第百五十五條　教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍軍人俸給令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得

第百五十六條　教員左ノ各號ノ一ニ該當スル片ハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ

一　懲戒ニ因リ免職ニ處セラレタルトキ

二　免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失效ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒルトキ

第百五十七條　教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終ノ俸給月額三箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ（俸給ニハ加俸ヲ加算スルモノトス「靜岡縣ヨリ文部省ヘノ伺ニ依ル」）

第百五十八條　正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第百五十九條　教員ニシテ一週二十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第百六十條　學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第百六十一條　教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第百六十二條　學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第百六十三條　教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第百六十四條　第百五十九條及第百六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第百六十一條乃至第百六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第百六十五條　本節ニ規定アルモノヲ除ク外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第百六十六條　第百四十八條ニ揭クル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第六十七條　本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

## 〔乙類〕

# ○府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年十月二日法律第九十一號）

〔本法印刷中ニ本法中改正ノコトアリ、冊尾ノ追錄ヲ參看スルヲ要ス〕

**第一條**　府縣立師範學校長ノ俸給ハ國庫ノ負擔トス

**第二條**　府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員舍監及書記ハ此法律ノ規定ニ從ヒ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ有ス（明治三十二年法律第九十號ヲ以テ改正）（明治二十九年法律第十三號〔本書百二十頁〕ト併セ見ルヲ要ス）

**第三條**　在職滿十五年以上ノ者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ終身退隱料ヲ給ス

一　年齡六十歲ヲ起ヘ退職ヲ命シタルトキ

二　傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

三　廢校ニ依リ退職シ又ハ學校編制ノ變更ニ依リ退職ヲ命シタルトキ

**第四條**　左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身退隱料ヲ給シ尙其最下金額十分ノ七マテノ增加退隱料ヲ給ス

一　職務ニ依リ傷痍ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

二　職務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ願ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲ニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘサルカ爲退職ヲ命シタルトキ

**第五條**　官吏恩給法第五條第一項第四項第五項第六條第十一條及第十二條第一項ハ退隱料ニ適用ス

退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數ノ算定ニ關スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（同上本條改正追加同年勅令第百九十六號ヲ以テ在職年數算定ニ關スル規定改正公布）

**第六條**（明治三十二年法律第九十號ヲ以テ削除）

**第七條**（同上第一項削除）

退隱料ヲ受クル者左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其間退隱料ノ支給ヲ停止ス

一　公務ニ就キ退職現時ノ俸給額ト同額以上ノ給料ヲ受クルトキ

二　公權ヲ停止セラレタルトキ（同上本項改正）

第八條　年齡未タ六十歲ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若クハ失職ニ該當シタル者ハ退隱料ヲ受クルノ資格ヲ失フモノトス

第九條　府縣立師範學校及公立中學校ノ准敎員ハ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ第四條ニ該當スル者ニ限リ退職現時ノ俸給四分ノ一ノ退隱料ヲ終身給與ス

第十條　在職滿一年以上ニシテ退職シタル府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員舍監及書記ニハ退職現時ノ俸給半箇月分ヲ以テ在職年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金員ヲ一時給與ス但非職又ハ休職滿期ニ依リ退職シタル者ハ本職最終ノ俸給額ニ依リ之ヲ給與ス

第十一條　退隱料ノ支給ハ府縣知事ノ證明ニ依リ文部大臣之ヲ裁定ス

第十二條　府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員舍監及書記左ノ事項ノ一ニ當ルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定ニ從ヒ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス（同上改正）

一　在職十五年以上ノ者在職中死去シタルトキ

二　在職十五年未滿ノ者職務ノ爲死去シタルトキ

三　退隱料ヲ受クル者死去シタルトキ

第十三條　官吏遺族扶助法第四條乃至第十條第十二條乃至第十六條ハ此法律ニ規定スル扶助料ニ適用ス

官吏遺族扶助法第十一條ハ此法律ニ規定スル扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死去シタル者ノ戸籍內ニ在ル二十歲未滿又ハ癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキ場合ニ適用ス

第十四條　府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員舍監及書記ニシテ在職十五年未滿ノ者在職中職務ノ爲ニアラスシテ死去シタルトキハ其遺族ニ一時扶助金ヲ給

（同上本條改正）

〔乙〕

ス（同上）

前項ノ扶助金ニ就キテハ官吏遺族扶助法第十七條第二項ヲ適用ス

第十五條　扶助料及扶助金ノ支給竝第十三條第二項ノ給與ハ府縣知事ノ申牒ニ依リ文部大臣之ヲ裁定ス

第十六條　府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員舍監及書記ハ其俸給百分ノ一ヲ毎年國庫ニ納ムヘシ

府縣郡市町村ハ其府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員舍監及書記ノ俸給百分ノ一ニ當ル金員ヲ毎年國庫ニ納ムヘシ

兼職ニ係ル加俸ニ對シテハ本條ノ納金ヲ要セス（同上本條改正追加）

第十七條　退隱料扶助料扶助金及第十三條第二項ノ給與竝其支給ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

退隱料扶助料扶助金等ノ支給ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム（明治二十五年文部省令第一號ヲ以テ支給規則公布）

第十八條（明治三十二年法律第九十號ヲ以テ削除）

第十九條（同上）

第二十條　此法律第一條ハ明治二十五年度ヨリ第二條乃至第十九條ハ明治二十六年度ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條　府縣制郡制又ハ市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ此法律ノ條規ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ必要トスルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治二十四年勅令第二百四十八號ヲ以テ特例公布）

（備考）

明治三十二年法律第九十號ヲ以テ改正ノ條項ハ同年四月一日ヨリ施行

## ㊀公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及其在職年數算定方

（明治三十二年五月十七日勅令第百九十六號）

朕明治二十五年勅令第十七號改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

第一條　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ府縣立師範學校及公立中學校ノ正敎員トアルハ敎諭助敎諭訓導トシ准敎員トアルハ其ノ他ノ敎員トス

〔乙〕

公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及其在職年數算定方

第二條　府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員舍監及書記ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

明治十四年六月以前ヨリ在職ノ者ハ同年同月ヨリ起算ス

府縣立師範學校長非職又ハ休職中ノ年數及月數ハ府縣立師範學校及公立中學校長並府縣立師範學校及公立中學校ノ正教員舍監書記休職中ノ年數及月數亦同シ

第三條　左ニ揭クル年數及月數ハ在職年數ヨリ除算スヘシ

一　自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ免職ニ處セラレ若ハ失職ニ該當シタル者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數

二　恩給若ハ退隱料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正教員舍監書記ヲ兼ヌルトキハ其ノ兼職中ノ年數及月數

三　府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十九條ニ依ル退隱料ヲ受クル者ハ其ノ退隱料ヲ受クヘキ事由ノ生シタル前ノ在職年數及月數

（參照）

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法

元第十九條　府縣立師範學校及公立中學校書記ノ退隱料等ハ府縣知事郡長市町村長ニ於テ府縣郡市町村會ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムルコトヲ得

府縣立師範學校及公立中學校並市町村立小學校ニアラサル公立學校職員ノ退隱料等ハ前項ノ例ニ依ル

本條ノ退隱料等及其支給ニ關スル費用ハ其府縣郡市町村ノ負擔トス

## ○公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

（明治二十五年二月十日文部省令第一號）

明治二十三年十月法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十七條ニ基キ公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則ヲ定ム

### 第一章　退隱料ノ請求

第一條　府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第二條第四條第五條第九條ニ依リ退隱料ヲ受クヘキ者ハ退隱料請求書ヲ俻ヘ退職ノ際勤務セシ學校

所屬府縣知事ニ差出スヘシ郡市町村ノ設立ニ係ル學校ノ職員ニ在テハ其所屬郡市町村長ヲ經由スヘシ

第二條　退隱料請求書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一　在職中ノ履歷書

二　戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本但府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第九條ニ揭ケタル者ハ之ヲ要セス

第三條　職務ニ依リ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ退隱料ヲ請求スル者ハ前條ニ揭クル書類ノ外尙左ノ書類ヲ添付スヘシ官吏恩給法第六條ヲ適用スヘキ者亦同シ

一　現認證書若クハ事實ヲ證スル公文ノ寫又ハ口供書

二　醫師ノ診斷書

第四條　退隱料請求書ヲ受ケタル府縣知事ハ查覈ノ上請求ノ理由アリト認ムルトキハ退隱料年額計算書ヲ作リ證據書類ヲ添ヘ文部大臣ニ差出スヘシ

府縣知事ニ於テ請求ノ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ具シテ之ヲ文部大臣ニ差出スヘシ

第五條　文部大臣ニ於テ前條ノ請求ヲ許可シタルトキハ退隱料證書ヲ作リ府縣知事ヲシテ之ヲ本人ニ交付セシムヽ但退隱料增加ノ爲更ニ退隱料證書ヲ交付スルトキハ前ニ交付シタル證書ヲ返納セシムヽ

第六條　〔削除〕

第七條　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十條第一項ニ依リ給與金ヲ受クヘキ者ハ給與金請求書ヲ作リ在職中ノ履歷書ヲ添付シ退職ノ際勤務セシ學校所屬府縣知事ニ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ郡市町村ノ設立ニ係ル學校ノ職員ニ在テハ其所屬郡市町村長ヲ經由スヘシ

府縣知事ニ於テ本條第一項ノ請求ヲ許可シタルトキハ辭令書ヲ作リ之ヲ本人ニ交付スヘシ

## 第二章　扶助料ノ請求

第八條　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十二條第十三條第一項第十四條ニ依リ扶助料又ハ扶助金ヲ受クヘキ者ハ扶助料請求書又ハ扶助金

請求書ヲ作リ退隱料ヲ受ケスシテ死去シタル者ノ遺族ニ在テハ死者ノ最終勤務セシ學校所屬府縣知事ニ退隱料ヲ受ケ死去シタル者ノ遺族又ハ退隱料ノ轉給ヲ受クヘキ者ニ在テハ居住地ノ府縣知事ニ差出スヘシ

府縣知事郡市町村長ハ其所屬公立學校職員遺族ノ扶助料又ハ扶助金ヲ受クヘキ者アルトキハ扶助料又ハ扶助金ノ請求上必要ノ書類ヲ遺族ニ交付スヘシ

第九條　扶助料請求書又ハ扶助金請求書ニハ戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本及左ノ書類ヲ添付スヘシ

一　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十二條第一第二第十四條ニ當ル者ノ請求書ニハ府縣知事ヨリ交付シタル死者ノ履歷書

二　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十二條第二ニ當ル者ノ請求書ニハ死者ノ退隱料證書

三　官吏遺族扶助法第四條第二項ヲ適用スヘキ者ノ請求書ニハ傷痍若クハ疾病ノ職務ニ起因シタル證據書類醫師ヲシテ診察セシメタルトキハ其診斷書及退隱料ヲ受ケスシテ死去シタル者ノ遺族ニ在テハ本條第一ノ書類退隱料ヲ受ケ死去シタ



ル者ノ遺族ニ在テハ本條第二ノ書類

四　扶助料ヲ受クル者死去シ又ハ權利消滅シタルトキ其扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ノ請求書ニハ前者ノ扶助料證書

五　公權停止ニ依リ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ノ請求書ニハ其事由ヲ詳記シタル書寫

六　官吏遺族扶助法第十五條ヲ適用スヘキ者ノ請求書ニハ其事由ヲ詳記シタル書類醫師ノ診斷書及退隱料ヲ受ケスシテ死去シタル者ノ孤兒ニ在テハ本條第一ノ書類退隱料ヲ受ケ死去シタル者ノ孤兒ニ在テハ本條第二ノ書類公務ニ起因スル傷痍若クハ疾病ニ依リ死去シタル者ノ孤兒ニ在テハ本條第三ノ書類扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ孤兒ニ在テハ本條第四ノ書類

第十條　扶助料請求書又ハ扶助金請求書ヲ受ケタル府縣知事ハ查覈ノ上扶助料年額計算書又ハ扶助金計算書ヲ作リ證據書類ヲ添ヘ文部大臣ニ差出スヘシ

ヲ本人ニ交付セシム其扶助金ニ係ルモノハ辭令書ヲ用フ

〔乙〕 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

第十一條 〔削除〕

第十二條 府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十三條第二項ニ揭ケタル給與金ノ請求等ハ扶助金ノ例ニ依ル但癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハサル者ノ請求書ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

## 第三章 退隱料扶助料ノ支給及停止

第十三條 退隱料支給ノ期ハ退職ノ翌月ヨリ始マリ死去ノ月ヲ以テ終ルモノトス

退隱料又ハ扶助料ハ其年額ヲ四分シ四月七月十月一月ニ於テ其前三箇月分ヲ本人居住地ノ府廳知事ヲ經テ支給ス但權利消滅ノ時及給與金扶助金ハ期月ニ拘ラス之ヲ支給ス

第十四條 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者其金額ヲ受領セントスルトキハ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ以テ其受領權アルコトヲ證明スヘシ

第十五條 退隱料ヲ受クヘキ權利消滅シ若クハ停止セラルヘキ者ノ支給ノ終始ハ左ノ各項ニ依ル

一 重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ裁判確定ノ日、日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其失ヒタル日ヲ以テ支給ヲ終ル

二 公務ニ就キ退職現時ノ俸給額ト同額以上ノ給料ヲ受クルトキハ其給料ノ支給ヲ始ムル日ノ前日ヲ以テ支給ヲ停メ其給料ノ支給ヲ終リタル日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

三 公權ヲ停止セラレタルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラルヘキ裁判確定ノ日ヲ以テ支給ヲ停メ刑期滿限ノ日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

第十六條 扶助料支給ノ終始ハ左ノ各項ニ依ル

一 日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其失ヒタル日重罪ノ刑ニ處セラルタルトキハ裁判確定ノ日ヲ以テ支給ヲ終ル

二 公權ヲ停止セラレタルトキハ禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ監視ニ付セラルヘキ裁判確定ノ日ヲ以テ支給ヲ停メ刑期滿限ノ日ノ翌日ヨリ支給ヲ復ス

三 公權停止中轉給ヲ受クヘキ者ノ支給ハ本人停止ノ翌日ヲ以テ始メ復給ノ前日ヲ以テ終ル

第十七條 府縣立師範學校俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第四條ニ揭ケタ

ル增加退隱料ノ等差ハ左ノ如シ

| | | |
|---|---|---|
| 第一項 | 兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡シタルトキ | 十分ノ七 |
| 第二項 | 前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ | 十分ノ六 |
| 第三項 | 一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ | 十分ノ五 |
| 第四項 | 前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ | 十分ノ四 |
| 第五項 | 一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ | 十分ノ三 |
| 第六項 | 前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ | 十分ノ二 |

傷痍疾病ノ等差ハ明治十八年太政官達第十六號文官傷痍疾病等差例ニ依ル

第十八條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者他ノ府縣ニ轉籍若クハ寄留スルトキハ從來居住地ノ府縣知事及轉籍若クハ寄留シタル地ノ府縣知事ニ屆出ヘシ

府縣知事ニ於テ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ甲乙兩廳間互ニ其者ニ係ル退隱料等支給方ノ受繼ヲ爲シ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第十九條　退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者死去シ若クハ權利消滅シ又ハ交權ヲ停止セラレタルトキハ本籍市町村長ヨリ退隱料又ハ扶助料ヲ交付スヘキ府縣知事ニ報告スヘシ





第二十條　退隱料ヲ受クル者公務ニ就キタルトキハ其所屬主長ヨリ退隱料ヲ交付スヘキ府縣知事ニ報告スヘシ解職シタルトキ亦同シ其有給者ニ係ル報告書ニハ給料額及給料ノ支給ヲ始ムル日解職ノトキハ支給ヲ終リタル日ヲ附記スヘシ給料額ニ增減ヲ生シタルトキハ其時々之ヲ報告スヘシ

第二十一條　府縣知事ニ於テ第十九條第二十條ノ報告ヲ受ケタルトキハ退隱料又ハ扶助料ノ交付ヲ止メ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ其遺族ニシテ扶助料ヲ受クヘキ者又ハ其轉給ヲ受クヘキ者ナキトキ又ハ退隱料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒ若クハ扶助料ノ支給ヲ廢スヘキ者ニ係ルトキハ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ收メテ之ヲ文部大臣ニ納付スヘシ

## 第四章　雜則

第二十二條　府縣知事ハ第五條又ハ第十條ニ依リ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ本人ニ交付スルト同時ニ之ヲ本籍市町村長ニ通知スヘシ

第二十三條　水火災盜難等ニ依リ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ亡失シタル者ハ居住地

ノ市町村長ヲ經テ退隱料又ハ扶助料ヲ交付スヘキ府縣知事ニ届出ヘシ

府縣知事ニ於テ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其事實ヲ調査シ亡失ノ事由ヲ具シテ文部大臣ニ申出ヘシ文部大臣ハ退隱料證書又ハ扶助料證書ノ謄本ヲ作リ府縣知事ヲシテ之ヲ本人ニ交付セシム

前項退隱料證書又ハ扶助料證書ノ謄本ハ本證書ト同一ノ効力アルモノトス

**第二十四條** 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者氏名ヲ改メタルトキハ退隱料證書又ハ扶助料證書ヲ添ヘ居住地ノ市町村長ヲ經テ退隱料又ハ扶助料ヲ交付スヘキ府縣知事ニ届出ヘシ府縣知事ハ證書ノ裏面ニ其事實ヲ記載シ署名捺印シテ本人ニ交付シ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

**第二十五條** 此規則ニ規定スル府縣知事ノ職務ハ北海道ニ於テハ北海道廳長官之ヲ行ヒ市町村長ノ職務ハ市制町村制ノ施行セサル地方ニ於テハ島司郡長戸長又ハ之ニ準スヘキ者之ヲ行フヘシ



## 【丙類】

### ○官吏恩給法（明治二十三年六月二十一日法律第四十三號）

**第一條** 文官判任以上ノ者退官シタルトキハ此法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

**第二條** 在官滿十五年以上ノ者左ニ揭クル事項ノ一ニ當ルトキハ終身恩給ヲ給ス

一 年齡六十歲ヲ超エ退官ヲ許シタルトキ

一 傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘス退官ヲ許シタルトキ

三 廢官廢廳若クハ官廳事務ノ伸縮又ハ非職滿期ニ依リ退官シタルトキ

**第三條** 左ニ揭クル事項ノ一ニ當ル者ハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身恩給ヲ給シ倘其最下金額十分ノ七マテノ增加恩給ヲ給ス

一 公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

二 公務ニ因リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ願ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ

爲メニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

恩給ヲ給ス

第四條　滿五年以上國務大臣ノ職ニ在ル者退官シタルトキハ第二條ノ制限ニ拘ハラス

第五條　恩給ノ年額ハ退官現時ノ俸給ト在官年數トニ依リ之ヲ定ム即在官滿十五年以上十六年未滿ニシテ退官シタル者ノ恩給年額ハ俸給年額ノ二百四十分ノ六十トシ十五年以後滿一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム但在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ四十年ノ額又十五年未滿ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十五年ノ額トス

非職滿期ニ由テ退官シタル者ノ恩給ハ其在職最終ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス

交際官及領事實易事務官等ノ恩給ハ其官等ニ對スル普通文官ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス

兼官ニ依テ受クル加俸ハ恩給年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

恩給年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシムル

第六條　恩給ヲ受ケ又ハ恩給ヲ受ケスシテ退官シタル者在官中ノ公務ニ起因スル傷痍疾病引繼キ重症ニ趨キタルトキ其事由ヲ詳悉シ左ノ期限内ニ申出レハ查覈ノ上相當ノ恩給ヲ給ス

一　一肢ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後二個年

二　一肢ヲ亡シ或ハ二肢ノ用ヲ失ヒ又ハ兩眼ヲ盲シ若クハ二肢ヲ亡シ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後三個年

第七條　在官年數ハ判任官以上ノ初任ノ日ヨリ起算シ退官ノ月ヲ以テ終リトス

明治四年八月以前ヨリ任官セラレタル者ハ同年同月ヨリ起算ス但本項ニ揭クル者退官スルトキハ明治四年七月以前ノ勤務ニ對シテハ同年同月ノ現官等ニ相當スル月俸ノ半額ヲ以テ在官年數ノ一個年ニ當テ其年數ニ應スル金額ヲ一時支給ス

第八條　左ニ揭クル月數及日數ハ在官年數中ニ算入スヘシ

一　判任以上出仕官ニ在ルノ月數

二　武官ヨリ文官ニ轉シタル者又ハ軍人恩給ヲ受ケスシテ現役ヲ退キタル後文官ニ任シタルハ其現役中ノ日數

三　從軍年加算ノ年月

四　非職及休職中ノ月數

五　退官ノ後再ヒ任官シタル者ハ前在官ノ月數

六　宮内省ヨリ文官ニ轉シタル者又ハ恩給ヲ受ケス シテ宮内省ヲ退キタル後文官ニ任シタル者ハ宮内判任官以上在官中ノ月數中ヨリ除算スヘシ

第九條　左ニ掲クル月數及日數ハ在官年數中ヨリ除算スヘキ日數

一　年齡二十歳未滿者ノ在官月數

二　高等官試補及判任官見習中ノ月數

三　郡區判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官職ニ在ル月數及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職ニ在ル月數

四　御用掛、雇、等外出仕勤仕ノ月數

五　第八條第二ニ掲クル者ニ在テハ軍人恩給法ニ依リ除算スヘキ日數

六　自己ノ便宜ニ依リ退官シタル後又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官シタル後再ヒ任官シタル者ニ在テハ其前官ノ月數

第十條　文官ニシテ從軍シタル者ハ軍人恩給法ノ算則ニ照シテ其從軍年ヲ加算ス



第十一條　恩給ヲ受クル者再ヒ官ニ就キ滿一年以上在官シタル後退官シタルトキハ左ノ區別ニ依リ恩給ヲ給ス

一　退官現時ノ俸給前後相同シカラサルトキハ前官年數ヲ後官ノ年數ニ通算シ後官ニ對スル恩給額ト前ノ恩給額トヲ比較シ其多キ方ヲ給ス

二　退官現時ノ俸給前後相同シキトキハ在官年數ニ依リ恩給ヲ增加ス但前官十五年未滿ニシテ恩給ヲ受ケタル者ニ在テハ前後通算シテ十六年以上ニ至ラサレハ增加セス

第十二條　恩給ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ恩給ヲ剝奪ス

左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其間恩給ヲ停止ス

一　判任以上ノ官ニ任シ政府ヨリ俸給ヲ受クルトキ但商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職ニ在ルトキハ此限ニアラス

二　公權ヲ停止セラレタルトキ

第十三條　年齡未タ六十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者又ハ懲戒處分

若クハ刑事裁判ニ依リ免官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員並市町村長助役收入役名譽職參事會員及東京市京都市大阪市北海道ノ區長ト爲リタルノ故ヲ以テ退官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ハス

**第十四條** 郡區判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並ニ高等官試補判任官見習ハ恩給ヲ受クルノ權ナキモノトス

商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並ニ高等官試補判任官見習ニシテ公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ此法律第三條ニ該當スル者ニ限リ退官又ハ罷免現時ノ俸給四分ノ一ヲ終身支給スルコトヲ得

**第十五條** 恩給支給ノ期ハ退官ノ翌月ヨリ始マリ死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス

**第十六條** 恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後三個年內ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

**第十七條** 恩給ノ支給ハ本屬長官ノ證明ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ內閣總理大臣之ヲ裁定ス





行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ障害セラレタリトスル者ハ六個月以內ニ恩給局ニ具申シテ裁決ヲ請フコトヲ得其裁決ニ服セサル者ハ一個年以內ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但左ノ事件ニ關シテハ恩給局ノ裁決ハ終審確定ノモノトス

一 傷痍疾病ノ原因及其輕重

二 職務ニ堪ユルト否ラサルト

**第十八條** 恩給ハ賣買讓與質入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

**第十九條** 明治十七年達官吏恩給令ニ依リ恩給ヲ受ケタル者ハ總テ其恩給令ニ依ルヘシ但其權利消滅及停止ハ此法律ニ依ル

**第二十條** 此法律施行前ニ退官シタル者ノ恩給ハ明治十七年達官吏恩給令ニ依ルヘシ但此法律施行ノ日ヨリ三個年內ニ請求セサレハ之ヲ受クヘキ權利ヲ拋棄シタルモノトス

**第二十一條** 此法律ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

從前ノ命令ニシテ此法律ニ牴觸スルモノハ總テ廢止ス

# ○官吏遺族扶助法（明治二十三年六月二十一日法律第四十四號）

第一條　文官判任以上ノ者左ニ揭クル事項ノ一ニ當ルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス但第二條ノ納金ヲナスヘキ義務ナキ者ノ遺族ハ此限ニ在ラス

一　在官十五年以上ノ者在官中死去シタルトキ

二　在官十五年未滿ノ者公務ノ爲メ死去シタルトキ

三　恩給ヲ受クル者死去シタルトキ

第二條　文官判任以上ノ者ハ其俸給百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第三條　交際官及領事貿易事務官等其俸給普通文官ヨリ多額ナルトキハ普通文官ノ俸給ニ依リ少額ナルトキハ現ニ受クル所ノ俸給ニ依リ第二條ノ納金ヲ爲スヘシ

郡書記ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏ハ第二條ノ納金ヲ要セス

第四條　寡婦扶助料年額ハ亡夫ノ受ケタル若クハ受クヘキ恩給年額ノ三分ノ一トス



公務ノ爲受ケタル傷痍ニ原因シテ死去シ又ハ非常ノ勞働及困苦ヲ忍ヒ勤務ニ從事シ爲ニ發病死去シ又ハ公務ニ依リ傳染病者ニ接シ該病毒ニ感染シテ死去シ又ハ戰地ニ於テ若ハ公務旅行中流行病ニ罹リ死去シタル者ノ寡婦扶助料ハ亡夫ノ俸給ニ對シ官吏恩給法第五條ニ依リ算出シタル恩給年額三分ノ二トス

第五條　寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死去シ若クハ權利消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス

第六條　孤兒扶助料ハ數子アルトキハ家名繼襲者ニ給シ戶主ニ非サル者ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス其繼襲者及長子死去シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ順次年少者ニ轉給スルモノトス但家名繼襲者ヲ除クノ外男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニス

第七條　恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ス

第八條　此法律ニ於テ孤兒トハ年齡二十歲未滿ノ男女子ニシテ未タ結婚セサル者ヲ云

ヲ但養男女子ハ家名繼襲者ニ限ル

**第九條** 扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

**第十條** 扶助料ヲ受クヘキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒戶籍ヲ去リ若クハ死去シ若クハ權利消滅シタルトキ父母又ハ祖父母アルトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ全額ヲ其父母又ハ祖父母ニ終身給スルコトヲ得

其扶助料ハ先ツ父ニ給シ其父存在セサルトキ若クハ權利消滅シタルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

**第十一條** 扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母ナクシテ死去シタル者ノ戶籍內ニ在ル二十歲未滿又ハ癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリテ之ヲ給養スル者ナキトキハ寡婦ニ相當スル扶助料一個年分ヨリ少カラス五個年分ヨリ多カラサル金額ヲ人員ニ拘ハラス一時限リ其兄弟姉妹ニ給スルコトヲ得

**第十二條** 扶助料ハ之ヲ受クヘキ權利ノ生シタル日ヨリ三個年內ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

**第十三條** 扶助料ハ賣買讓與質入書入スルコトヲ得ス又負債ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

第十四條 扶助料ヲ受クルノ權利ハ左ノ時ヨリ消滅ス

一 寡婦死去又ハ婚嫁シ若シクハ戶籍ヲ去リタル月ノ翌月

二 孤兒死去又ハ婚嫁シ又ハ他家ノ養女子トナリ又ハ年齡二十歲ニ滿チタル月ノ翌月

三 父母祖父母死去シ又ハ戶籍ヲ去リタル月ノ翌月

**第十五條** 孤兒二十歲ニ滿ツルモ癈疾若クハ不具ニシテ產業ヲ營ムコト能ハス他ニ給養スル者ナキトキハ寡婦扶助料ノ三分ノ一ヲ其孤兒ニ各終身給スルコトヲ得但一戶籍內ニ寡婦ト同額ノ扶助料ヲ受クル者アルトキハ其間之ヲ給セス

**第十六條** 扶助料ヲ受クル者日本臣民タルノ分限ヲ失ヒ若クハ重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ扶助料ノ支給ヲ廢ス

公權ヲ停止セラレタルトキハ其間支給ヲ停止ス

扶助料ヲ受クル者公權停止中ハ其轉給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ給ス

**第十七條** 在官十五年未滿ノ者在官中公務ノ故ニアラスシテ死去シタルトキハ其遺族

ニ一時扶助金ヲ給ス

前項ノ扶助金ハ在職最終ノ俸給年額百分ノ一ヲ在官年數ニ乘シタル額トス但一年未滿ノ在官月數ハ計算セス

**第十八條** 扶助料ノ支給ハ地方長官ノ申牒ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ內閣總理大臣之ヲ裁定ス

行政上ノ處分ニ依リ扶助料ニ關スル權利ヲ障害セラレタリトスル者ハ六個月以內ニ恩給局ニ具申シテ裁決ヲ請フコトヲ得其裁決ニ服セサル者ハ一個年以內ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

**第十九條** 明治十七年達官吏恩給令ニ依リ扶助料ヲ受ケタル者及恩給ヲ受ケタル者ノ遺族扶助料ハ總テ其恩給令ニ依ルヘシ但其權利消滅及停止ハ此法律ニ依ル

**第二十條** 此法律ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

## ○文官判任以上者ノ退官賜金支給方（明治二十三年六月二十一日勅令第九十八號）



文官判任以上ノ者在官滿一年以上ニシテ退官シタル者ニハ退官ノ時ノ俸給半箇月分ヲ以テ在官年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金額ヲ一時支給ス但非職滿期ニ由リ退官シタル者ハ其在職最終ノ俸給額ニ依リ之ヲ給ス（明治二十六年勅令第二十號ヲ以テ本項改正）

本令施行前ニ滿年賜金若クハ一時賜金ヲ受ケタル者又ハ前項ノ賜金ヲ受ケタル者再ヒ任官シ爾後退官シタルトキハ前項ニ揭クル在官年數ヲ其再任ノ日ヨリ起算ス

恩給ヲ受クル者竝自己ノ便宜ニ由リ退官シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ由リ免官シタル者ニハ本令ノ賜金ヲ給セス（此ノ恩給ノ中ニハ退隱料ヲ含ムコトニ大藏省ハ解釋ス）

本令ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

## ○官吏勤續ニ關スル件（明治二十六年十月三十一日勅令第百九十八號）

廢官廢廳若ハ官名改正ノ際其廢改ニ係ル官職ニ在ル者即日ニ任セラルヽトキハ勤續者トス

## 〔丁類〕

# ○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法

（明治三十八年三月十三日 法律第六十四號）

**第一條** 本法ニ於テ在外指定學校ト稱スルハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ外務大臣及文部大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

**第二條** 府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ハ第一條、第八條、第十條第二項、第四項、第十六條、第十七條第一項、第二十條及第二十一條ヲ除クノ外在外指定學校ノ職員及其遺族ニ關シ之ヲ準用ス但シ同法ニ規定スル府縣知事ノ職務ハ領事官之ヲ行フ

**第三條** 市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、明治三十九年法律第十三號、明治三十三年法律第七十七號又ハ本法ニ依リ退隱料ヲ受クル者在外指定學校ノ職員トナリ退職現時ノ俸給額ト同額以上ノ俸給ヲ受クルトキハ其ノ間退隱料ノ支給ヲ停止ス

**第四條** 在外指定學校ノ職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退隱料ヲ受クル資格ヲ失フ

一 年齡六十歲ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ因リ退職シタルトキ

二 服務上ノ義務ニ違背シ若ハ服務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚辱スルノ行爲アリタル爲其ノ職ヲ解カレタルトキ

三 敎員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

五 信用若ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ監視ニ付セラレタルトキ

六 破產若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

**第五條** 本法ニ依リ退隱料ヲ受クル者及前條各號ノ一ニ該當スル者ニハ退職給與金ヲ給セス

**第六條** 明治二十九年法律第十三號ハ第一條、第三條、第四條及第五條ヲ除クノ外指定學校ノ職員ニ關シ之ヲ準用ス

在外指定學校ノ職員ノ在職年月數ト公立學校ノ學校長、正教員、舍監、書記、公立圖書館ノ館長、司書、書記及小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スル公立幼稚園ノ保姆ノ在職年月數トハ退隱料扶助料及扶助金ノ支給ニ關シ相互通算ス（明治四十年二月廿日官報法律第二號）

第七條　本法ニ依リ支給スヘキ退隱料、退職給與金、扶助料及扶助金竝其ノ支給ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

附　則

本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（明治三十八年十一月七日官報勅令第二百二十九號）

## ○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定方

（明治三十八年十一月七日勅令第二百二十九號）

第一條　在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ職員ト稱スルハ學校長、教員、舍監及書記トス

在外指定學校中小學校若ハ實業補習學校ノ學科ヲ授クル學校又ハ之ニ準スヘキ學校ニ在リテハ訓導ヲ正教員、准訓導ヲ准教員トシ其ノ他ノ學校ニ在リテハ教諭、助教諭ヲ正教員其ノ他ノ教員ヲ准教員トス

第二條　在外指定學校職員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終トス

第三條　左ニ揭クル年數及月數ハ在職年數ヨリ除算スヘシ

一　在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法第四條各號ノ一ニ該當シタル者再就職シタルトキハ其ノ前在職ノ年數及月數

二　恩給又ハ退隱料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ在外指定學校職員ヲ兼ヌルトキハ其ノ兼職中ノ年數及月數

第四條　在外指定學校ノ廢止又ハ指定取消ノ際其ノ學校職員タル者即日他ノ在外指定學校又ハ公立學校ノ職員ニ採用セラレタルトキハ勤續者ト看做ス

第五條　明治二十五年勅令第三十二號ハ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

明治二十五年四月四日官報勅令第三十二號ハ學校職員退隱料又ハ遺族扶助料法ニ關シ權利ヲ障害セラレタル者ノ救正方ナリ

## ○在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル規定（明治三十八年十一月七日官報勅令第二百三十號）

第一條　在外指定學校中小學校若ハ實業補習學校ノ學科ヲ授クル學校又ハ之ニ準スヘキ學校ニハ左ノ職員ヲ置ク

學校長
訓導
准訓導

前項以外ノ在外指定學校ニハ左ノ職員ヲ置ク

學校長
敎諭
助敎諭
舍監
書記

在外指定學校ニ於テ必要アルトキハ職員トシテ前二項ニ揭ケタルモノ以外ノ敎員ヲ置クコトヲ得

第二條　居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校ノ學校長、敎諭、助敎諭、訓導、舍監及書記ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク但シ前條第二項ノ學校ノ學校長及敎諭三名以內ハ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第三條　奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ任免ハ外務大臣及文部大臣之ヲ奏薦シ內閣總理大臣之ヲ宣行シ判任文官同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ任免ハ所管領事官之ヲ專行ス

第四條　明治二十五年勅令第三十九號ハ文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校職員

ニ關シ之ヲ準用ス

**第五條** 本令ニ規定スルモノノ外在外指定學校職員ノ懲戒其ノ他進退ニ關スル規程ハ外務大臣及文部大臣之ヲ定ム但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ懲戒ニハ文官懲戒令中高等官ニ關スル規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

明治三十五年四月勅令第三十九號ハ公立學校職員等級配當ナリ

---

## ○在外指定學校ニ關スル規程（明治三十八年十一月八日文部省令第二十號）

**第一條** 在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法第一條ニ關シ指定ヲ受ケントスルトキハ學校ノ設立者若ハ其ノ代表者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ外務文部兩大臣ニ申請スヘシ

一　學校ノ名稱
二　學校ノ沿革
三　學則
四　職員ノ氏名及其ノ履歷書
五　現在生徒學年別及學級別人員
六　校地校舍及附屬舍等ノ平面圖
七　學校經費ニ關スル收入支出豫算

前項第一號第三號ノ變更ハ外務文部兩大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第二條** 學則ニ規定スヘキ事項概ネ左ノ如シ

一　修業年限、學年、學期、休日ニ關スル事項
二　學科課程教授時數ニ關スル事項
三　生徒ノ入學、退學、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
四　授業料入學料等ヲ徵收スルトキハ之ニ關スル事項
五　寄宿舍ヲ設クルトキハ之ニ關スル事項

**第三條** 第一條ノ申請ニ基キ外務文部兩大臣ニ於テ指定ヲ爲スヘキ學校ハ其ノ管理及維持ノ方法確實ニシテ所定ノ學科ヲ教授スルニ足ルヘキ相當ノ敎員及設備ヲ具フルモノニ限ル

**第四條** 第一條ニ依リ指定セラレタル學校ヲ廢止セントスルトキハ其ノ事由竝ニ生徒ノ處分方法ヲ具シ外務文部兩大臣ノ認可ヲ受クヘシ

**第五條** 小學校ノ敎科ヲ授クル在外指定學校ノ敎員ハ小學校ノ正敎員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者タルヘシ

ニハ小學校ノ准敎員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者ヲ採用スルトキハ小學校ノ本科正敎員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者ヲ准訓導學校長ヲ採用スルトキハ小學校ノ敎科ヲ授クル在外指定學校ノ敎員ハ小學敎員檢定試驗、助敎員檢定試驗ニハ中學校ノ敎員免許狀又ハ高等女學校ノ敎員免許狀ヲ有スル者ヲ採用スヘシ但シ高等女學校ノ敎科ヲ授クル學校ニ於テハ第二學年以下ノ敎授ヲ擔

**第六條** 中學校、高等女學校ノ敎科ヲ授クル在外指定學校ノ敎員免許狀ヲ有スル者ヲ採用スヘシ但シ高等女學校ノ敎

「丁」在外指定學校ニ關スル規程

任セシムル爲小學校本科正教員タルヲ得ヘキ免許狀ヲ有スル者ヲ採用スルコトヲ得

第七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ何等ノ名稱ヲ以テスルモ在外指定學校ノ職員ニ採用スルコトヲ得ス

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニアラス

二　破產若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限リノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサルモノ

三　懲戒ニ依リ免官若ハ免職ニ處セラレタル後二箇年ヲ經過セサル者

四　教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者

五　明治二十九年法律第八十號ニ依リ在留禁止ノ處分ヲ受ケタル者ニシテ解禁後二箇年ヲ過經セサル者

六　性行不良ト認ムヘキ者

第八條　在外指定學校職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所管領事官ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ就キテハ外務文部兩大臣ノ指揮ヲ受クヘシ

一　教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

二　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　信用若ハ風俗ヲ害スル罪ヲ犯シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ監視ニ付セラレタルトキ

四　破產若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第九條　居留民團ノ設立ニ係ルモノヲ除ク外在外指定學校ノ職員ノ採用、解職、增俸、減俸其ノ他ノ進退ヲ爲スニハ學校ノ設立者又ハ其ノ代表者ニ於テ所管領事官ノ認可ヲ受クヘシ但シ第十九條ノ命令ニ基キ解職スル場合ハ此ノ限ニアラス

第十條　居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校ノ學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監及書記ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所管領事官ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ニ就キテハ外務文部兩大臣ノ指揮ヲ受クヘシ

一　學校編制ノ變更事務ノ伸縮等ニ依リ其ノ人ヲ要セサルトキ

二　傷痍若ハ疾病ニ罹リ職務ヲ行フニ妨ケアルトキ

三　刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

第十一條　居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校ノ學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監及書記ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸海軍ニ召集セラレタルトキハ當然休職者トス

第十二條　休職ノ期間ハ第十條第一號及第二號ノ場合ニ在テハ一箇年トシ同條第三號ノ場合ニ在テハ其事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ第十一條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後向三箇月トス

休職ノ期間滿チタルトキハ當然退職者トス

第十三條　休職者ハ職務ニ從事セス及俸給ヲ減セラレ又ハ全ク之ヲ受ケサルノ外總テ本職者ト異ルコトナシ

第十四條　居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校ノ職員ニシテ服務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ內外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ所管領事官ハ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

第十五條　懲戒ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ關繫スル間ハ同一事件ニ關シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得ス

第十六條　居留民團ノ設立ニ係ル在外指定學校職員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ

第十七條　減俸ハ一箇月以上一箇年以下俸給月額三分ノ一以下ヲ減ス

第十八條　第十四條乃至第十七條ノ規定ハ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校ノ職員ニハ之ヲ適用セス

第十九條　第十四條規定以外ノ在外指定學校ノ職員ニシテ同條ニ該當セル所爲アリト認メタルトキハ所管領事官ハ學校ノ設立者又ハ其ノ代表者ニ對シ其ノ解職ヲ命スルコトヲ得

第二十條　領事官ハ第十四條又ハ前條ニ依リ免職又ハ解職セラレタル者アルトキハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ

「戊」在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件